

## 第3期檜原村子ども・子育て支援事業計画

子どもが 親が 地域が育つ

— 子育てしてよかった 育てよかった！ ひのはらむら —



令和7年3月

檜 原 村





---

## 目次

---

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画の背景 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	4
第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状 .....	5
1 人口と世帯の状況 .....	5
2 婚姻・出産等の状況 .....	9
3 就業の状況 .....	12
4 教育・保育事業の状況 .....	14
5 アンケート調査結果の概要 .....	16
6 本村の現状からみる課題 .....	32
第3章 計画の基本的な考え方 .....	34
1 計画の基本理念 .....	34
2 計画の基本視点 .....	35
3 子育て支援施策の展開 .....	36
第4章 施策の現状・課題・方向性 .....	38
基本方針1 子どもを安心して育てることができるむらづくり .....	38
基本方針2 子どもの生きる力を育み、健やかな成長を支援するむらづくり .....	42
基本方針3 子どもの成長・子育てを地域社会全体で支援するむらづくり .....	46
第5章 子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策 .....	49
1 子ども・子育て支援新制度の概要 .....	49
2 教育・保育提供区域 .....	50
3 児童数の見込み .....	51
4 教育・保育の見込量と確保方策 .....	52
5 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策 .....	57
6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 .....	68
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	68
第6章 計画の推進 .....	69
1 計画の推進体制 .....	69
2 計画の進行管理 .....	69
資料編 .....	70
1 檜原村子育て支援協議会設置条例 .....	70
2 檜原村子育て支援協議会委員名簿 .....	72

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画の背景

我が国の少子化は急速に進行しており、令和5年の合計特殊出生率は1.20となっています。また、同様に東京都においては0.99となっており、全国最下位の数値となっています。これらは、人口を維持するのに必要な水準(人口置換水準のことで、我が国では概ね2.07程度)を大きく下回っており、深刻に受け止めなければなりません。

近年では、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、子どもの成長や子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

国では、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児教育・保育や地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月より施行されました。その後、保育の受け皿を整備することで、待機児童の解消や女性の就業率の上昇を目指す「新子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、他にも幼児教育・保育の無償化等が実施されてきました。

本村では、上記の流れを受け、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年に「第2期檜原村子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、子ども・家庭・地域の視点を踏まえながら、子育て支援のための各施策を推進してきました。

第2期計画の策定後、国においては児童虐待の相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、令和4年6月に子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う目的で、児童福祉法等の一部が改正されました。他にも、令和5年12月には「子ども・子育て支援法」等の一部改正が閣議決定され、子ども・子育てへのさらなる支援の拡充に向けて、令和6年10月より段階的に施行されることが決まりました。また、令和5年4月には、「こども基本法」が施行され、それに基づいた「こども家庭庁」の設置等、「こどもまんなか社会」の実現に向けた体制の整備が行われています。

この度、令和6年度をもって第2期計画の期間が終了となることから、こうした流れを踏まえ、本村においてさらなる子育て環境の充実を図るため、第2期計画を検証し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期檜原村子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

## 2 計画の位置付け

### (1)子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに則して「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

### (2)次世代育成支援対策推進法に基づく計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は令和7年3月までの時限立法でしたが、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、令和17年3月まで10年間延長されています。

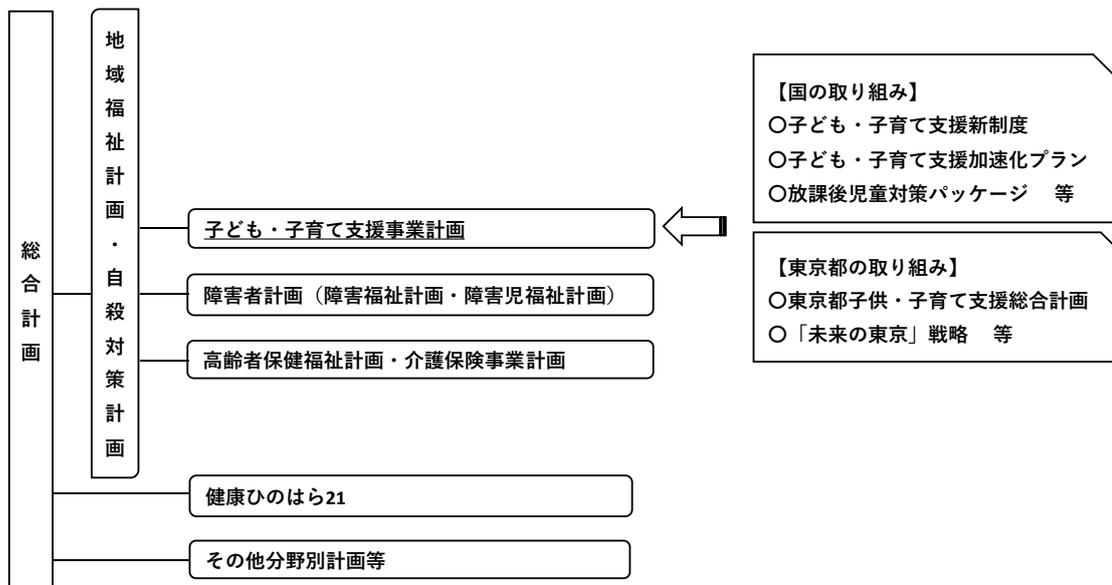
本村では、法律の有効期限の延長の趣旨を踏まえ、本計画を「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される「市町村行動計画」の性格を持ち合わせるものとして位置付けます。

### (3)本村の関連計画に配慮した計画

本計画を推進することにより、上位計画である「檜原村総合計画」の子育て分野を含む基本方針「ふれあいとやすらぎの健やかな暮らしづくり」の実現を図ります。

また、保健・医療・福祉・教育・労働・まちづくりなど、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。

#### ■関連計画等との関係図



### 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、社会経済状況の変化や国の動向、村民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期檜原村子ども・子育て支援事業計画					第3期檜原村子ども・子育て支援事業計画				



## 4 計画の策定体制

---

### (1) 檜原村子育て支援協議会

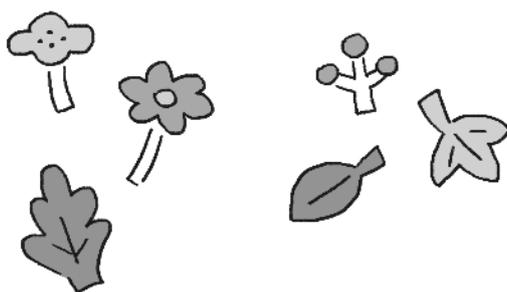
本計画の策定にあたって、専門家の意見や村民の幅広い意見を反映させるため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関・団体等で組織する「檜原村子育て支援協議会」を開催し、計画内容について協議しました。

### (2) 子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたって、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、そして、子どもたちの現在の生活状況や将来に向けた要望・意見等を把握するために、村内の未就学児童及び小学生の保護者、また中学生及び高校生に対し、令和6年3月19日から令和6年3月31日にアンケート調査を実施しました。

### (3) パブリックコメント

「檜原村子育て支援協議会」で審議された計画案を、令和7年1月6日から令和7年1月24日まで、村のホームページ等で周知し、広く村民の方々から意見を募集しました。



## 第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

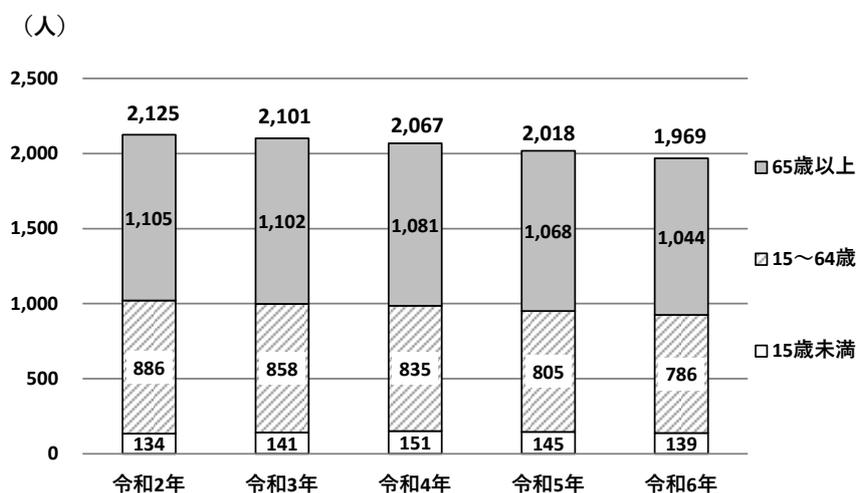
### 1 人口と世帯の状況

#### (1)総人口及び年齢3区分別人口

総人口は、令和6年4月1日現在で1,969人となっています。令和2年からの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で156人の減少となっています。

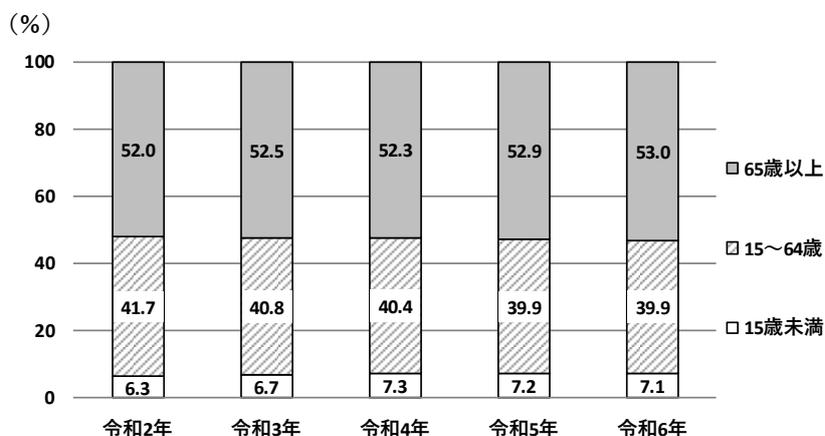
年齢3区分の人口構成比をみると、65歳以上の人口は全体の5割を超えており、比率も年々緩やかに上昇しています。

#### ■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ■年齢3区分別人口構成比の推移



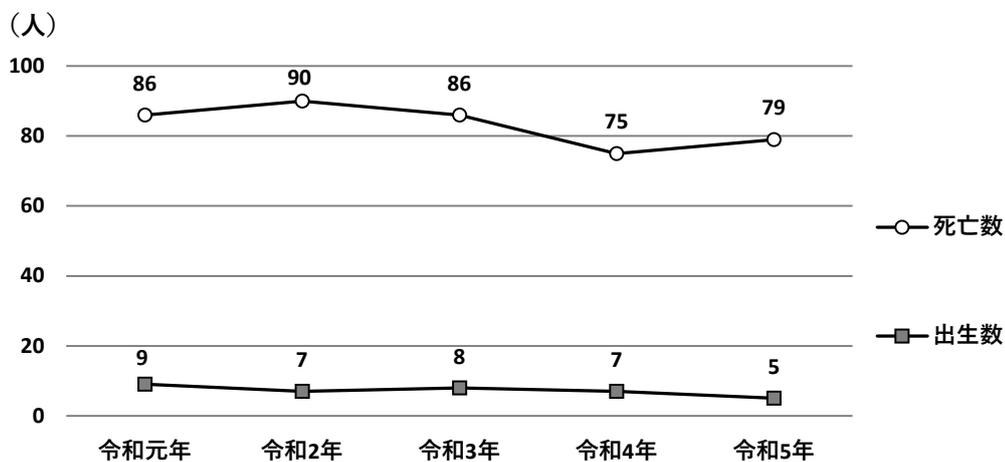
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

### (2)自然動態

出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を大きく上回っています。

#### ■出生数及び死亡数の推移

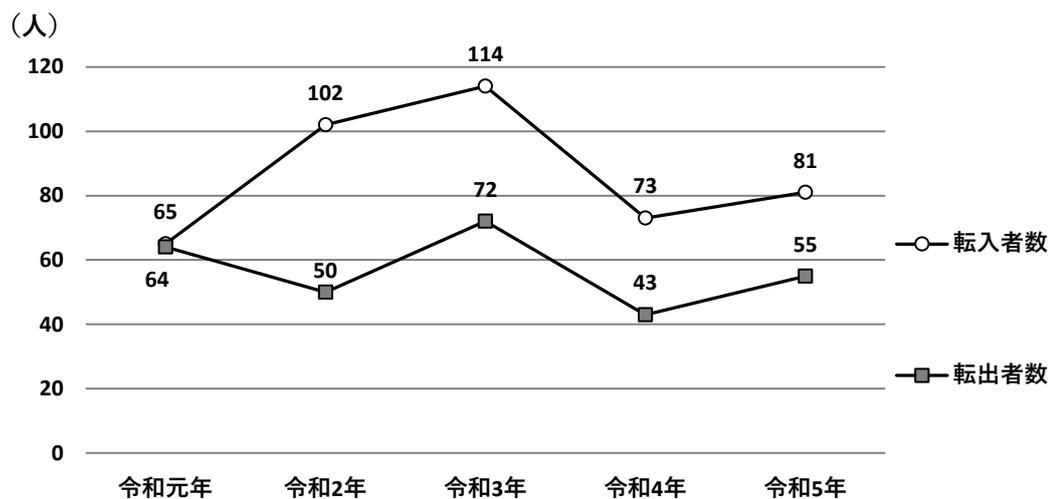


資料：東京都人口動態統計

### (3)社会動態

転入者数及び転出者数の推移をみると、令和元年から令和5年の間では、いずれの年でも転入者数が転出者数を上回っています。

#### ■転入者数及び転出者数の推移

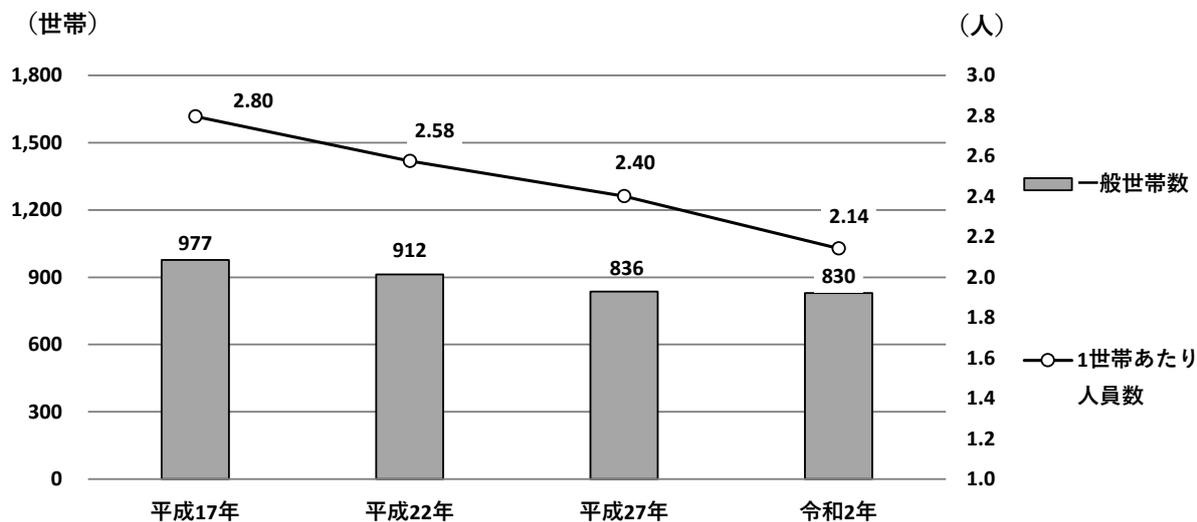


資料：東京都の統計「人口の動き」

(4)一般世帯数

一般世帯数は年々減少しており、令和2年は830世帯となっています。  
1世帯あたりの人員数も、年々減少しています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

(5)世帯類型

世帯類型別に世帯数の推移をみると、単独世帯が年々増加しています。  
一方で、夫婦と子どもの世帯や、三世帯世帯は年々減少しています。

■世帯類型別の世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数(合計)	977	912	836	830
単独世帯	225	235	240	301
核家族世帯	522	497	457	440
夫婦のみ	208	205	194	194
夫婦と子ども	198	176	161	146
男親と子ども	16	16	17	13
女親と子ども	100	100	85	87
三世帯世帯	168	113	73	41
その他の世帯	62	67	66	48

資料：国勢調査(世帯類型不詳は除く)

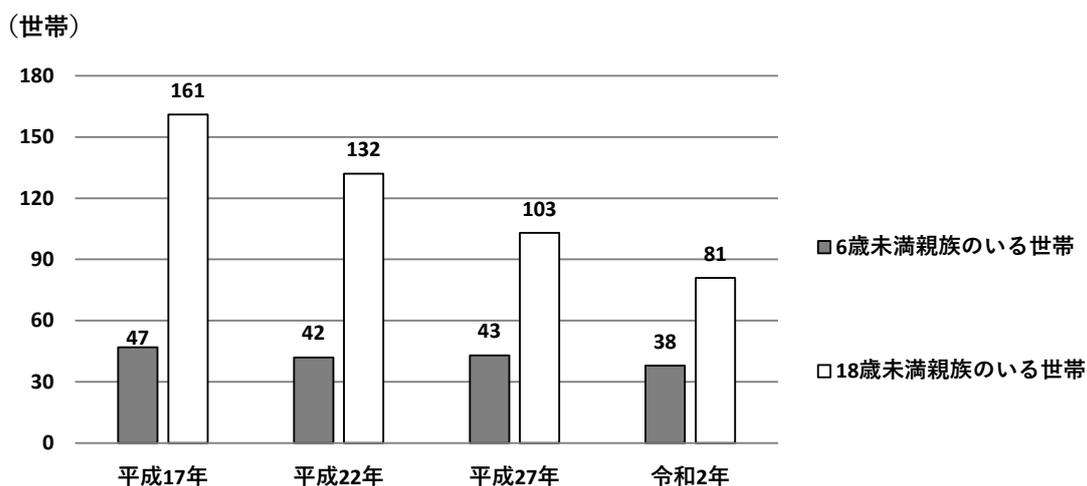
## 第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

### (6)子どもがいる世帯

18歳未満親族のいる世帯は年々減少しており、令和2年では81世帯となっています。

6歳未満親族のいる世帯は増加と減少を繰り返していますが、平成27年から令和2年では、5世帯減少しています。

#### ■子どもがいる世帯の推移



資料：国勢調査

### (7)母子世帯・父子世帯

全体として、母子世帯が父子世帯を上回って推移しています。

令和2年の母子世帯については、18歳未満親族のいる世帯が8世帯あり、そのうち4世帯が6歳未満親族のいる世帯となっています。

#### ■母子世帯及び父子世帯の推移

(単位:世帯)

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	6歳未満親族のいる世帯	3	1	0	4
	18歳未満親族のいる世帯	5	9	6	8
父子世帯	6歳未満親族のいる世帯	0	0	1	0
	18歳未満親族のいる世帯	0	0	1	0

資料：国勢調査

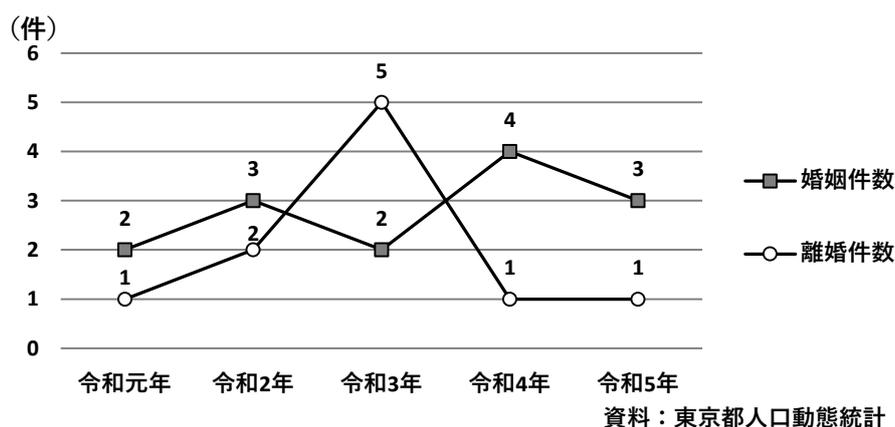
## 2 婚姻・出産等の状況

### (1)婚姻・離婚

婚姻件数は、令和元年から令和5年にかけて増減を繰り返しており、令和5年では3件となっています。

また、離婚件数は、令和3年が5件であるのに対し、令和4年では1件となり、令和5年でも同様の状況となっています。

#### ■婚姻件数・離婚件数の推移



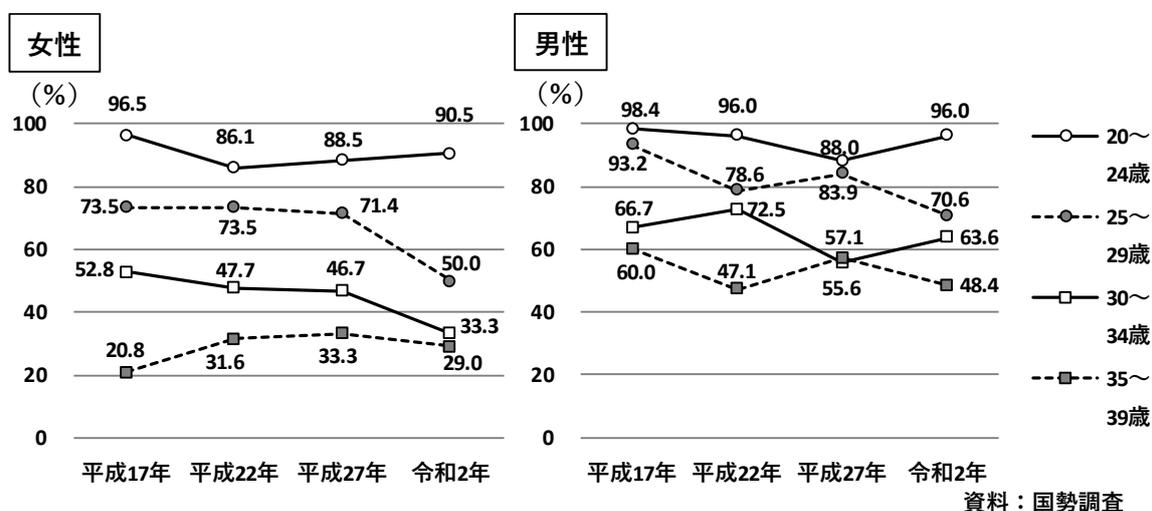
### (2)未婚率

男女ともに、年代が低いほど未婚率は高くなっています。

女性では、25歳から29歳の未婚率が低下傾向にあり、平成27年から令和2年で21.4ポイント低下しています。

男性では、平成27年から令和2年にかけて、25歳から29歳が13.3ポイント、35歳から39歳が8.7ポイント、それぞれ低下しています。

#### ■未婚率の推移



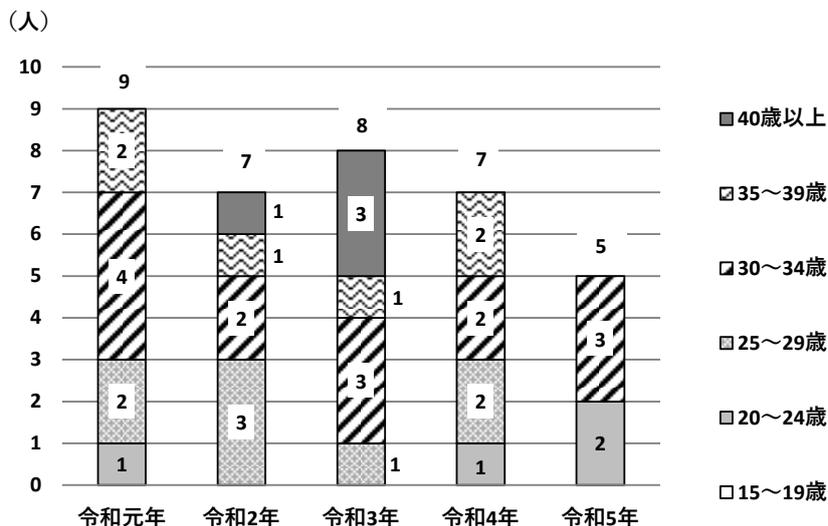
## 第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

### (3)出生数

出生数は、概ね横ばいとなっていますが、令和5年では5人と、令和元年と比べて4人の減少となっています。

母親の年齢別出生数についてみると、30歳代での出産が多くなっています。

#### ■母親の年齢別出生数の推移



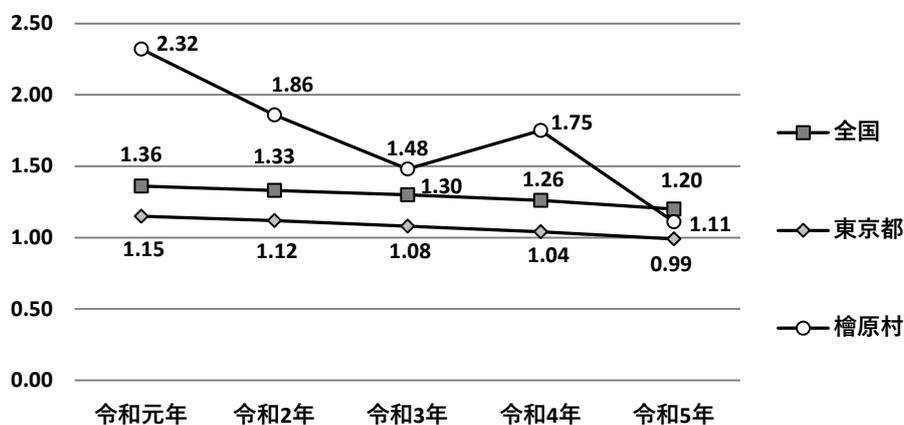
資料：東京都人口動態統計

### (4)合計特殊出生率

合計特殊出生率は、令和元年から令和3年までは低下し続けていましたが、令和4年で一度上昇し、令和5年では再び減少して1.11となっています。

本村の合計特殊出生率は、令和元年から令和4年にかけて、全国及び東京都の数値を上回っていますが、令和5年では全国の数値を下回っています。

#### ■合計特殊出生率の推移

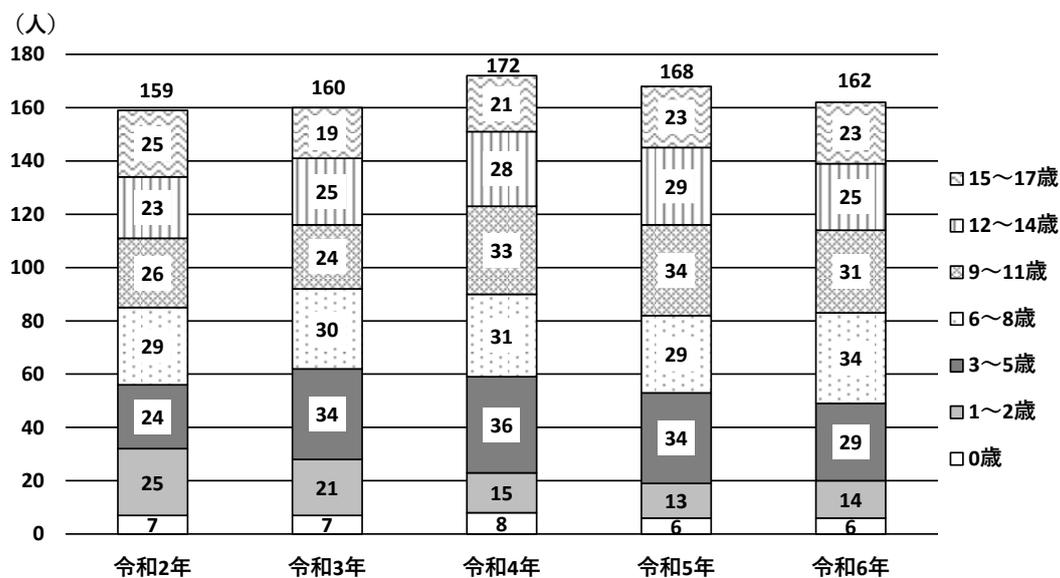


資料：東京都人口動態統計

(5)子どもの人口

18歳未満の子どもの人口は、令和5年から令和6年にかけて6人減少し、162人となっています。  
 令和2年から令和6年の5年間では、「1～2歳」が減少傾向にある一方で、「6～11歳」は増加傾向にあります。

■子どもの人口の推移



(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	7	7	8	6	6
1歳	14	7	8	7	6
2歳	11	14	7	6	8
3歳	7	14	15	7	7
4歳	11	8	13	15	7
5歳	6	12	8	12	15
6歳	6	6	14	8	12
7歳	15	9	6	14	8
8歳	8	15	11	7	14
9歳	9	8	14	11	6
10歳	7	9	8	14	11
11歳	10	7	11	9	14
12歳	9	11	7	10	8
13歳	5	9	11	7	10
14歳	9	5	10	12	7
15歳	8	9	4	9	10
16歳	2	8	10	4	9
17歳	15	2	7	10	4
合計	159	160	172	168	162

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

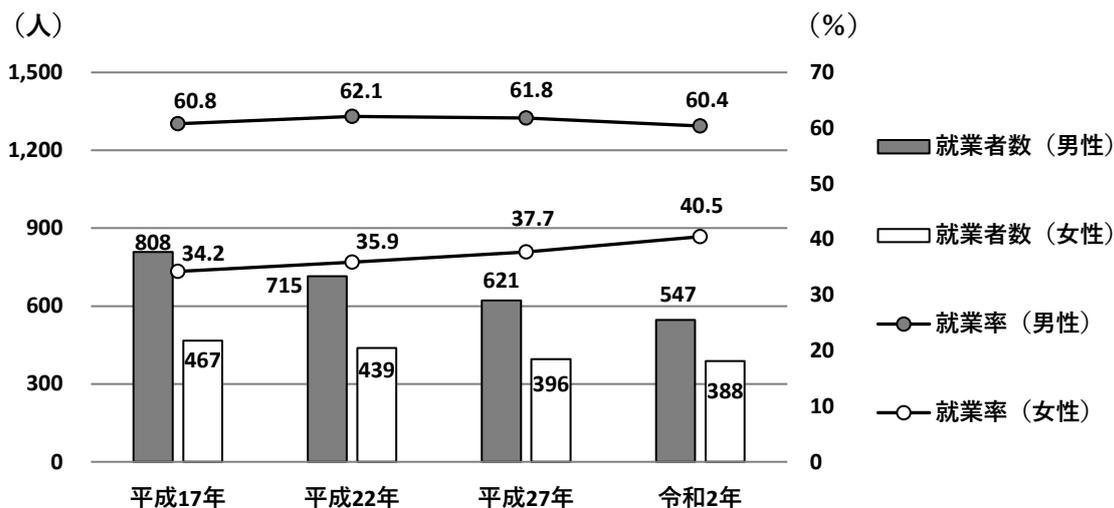
### 3 就業の状況

#### (1) 就業者数・就業率

男性の就業者率は平成22年以降低下していますが、女性の就業者率は平成17年から上昇し続けています。

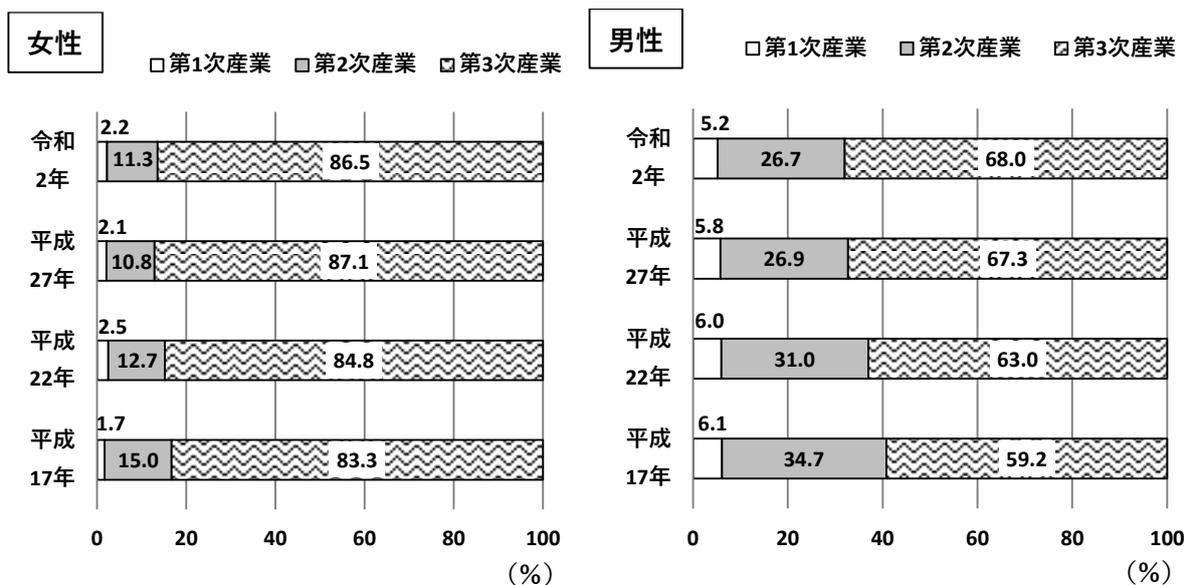
産業分類別就業者の割合の推移をみると、男女ともに第3次産業を占める割合が高く、上昇傾向にあります。

#### ■ 就業者数の推移



資料：国勢調査

#### ■ 産業分類別就業者の割合の推移

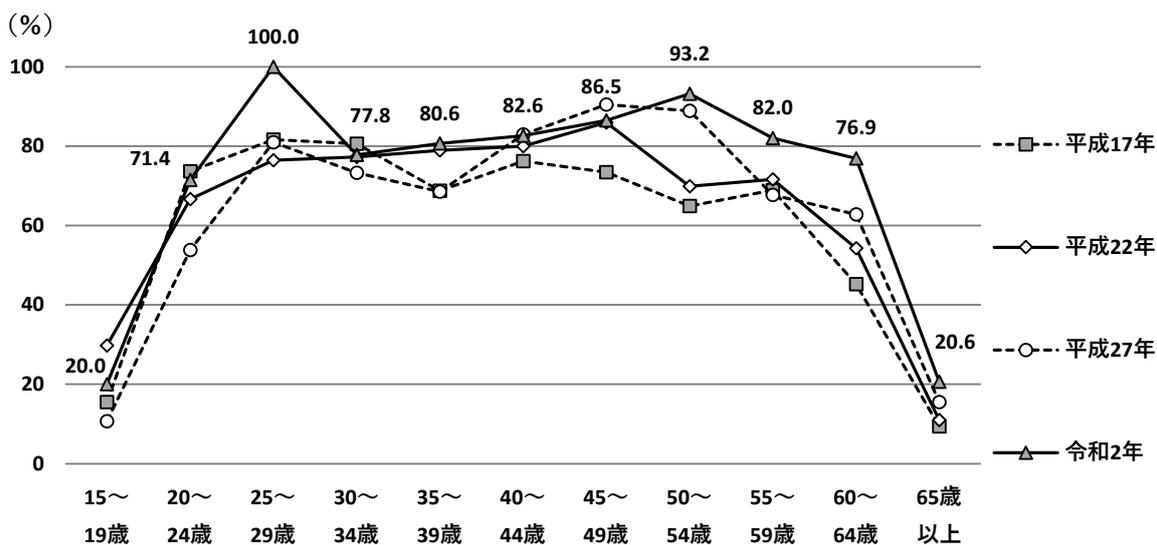


資料：国勢調査（分類不能除く）

(2)年齢別労働力率

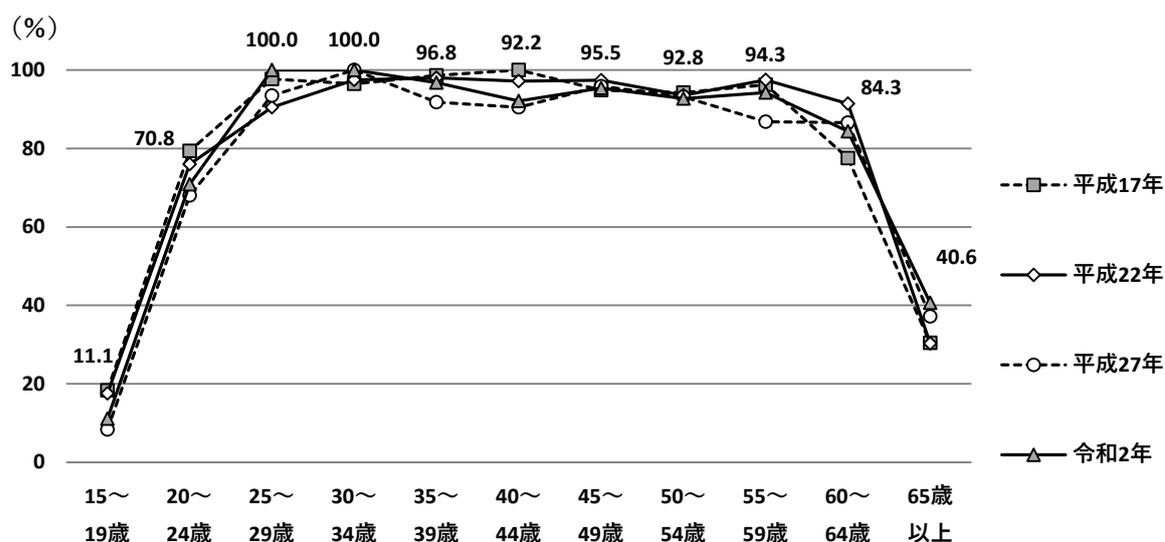
年齢別労働力率についてみると、女性では令和2年の25歳から29歳の労働力率が他の年よりも約20ポイント上昇し、100.0%となっています。また、50歳代の労働力率も上昇傾向にあります。一方、男性では年ごとに大きな変化はみられません。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

## 第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

### 4 教育・保育事業の状況

#### (1) 保育所通所児童数

保育所への通所児童数は年々減少しており、令和6年度では33人となっています。

#### ■ 保育所の通所児童数の推移

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	5	2	3	1	1
1・2歳	23	17	13	10	12
3～5歳	20	28	31	30	20
合計	48	47	47	41	33

資料: 檜原村(各年4月1日現在)



## (2)小学校児童数及び中学校生徒数

小学校の児童数は、増加と減少を繰り返していますが、令和5年では前年と比べて3人減少し、60人となっています。

中学校の生徒数は、年々増加しており、令和5年では27人となっています。

## ■小学校の児童数の推移

(単位:人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1年生	15	7	6	14	8
2年生	6	15	9	6	14
3年生	8	7	13	11	6
4年生	6	9	7	14	11
5年生	10	6	10	7	14
6年生	8	10	6	11	7
合計	53	54	51	63	60

資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

## ■中学校の生徒数の推移

(単位:人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1年生	5	8	10	6	10
2年生	9	5	8	10	6
3年生	7	9	5	9	11
合計	21	22	23	25	27

資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

## 第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

### 5 アンケート調査結果の概要

本調査は、次期計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、また、子どもたちの現在の生活状況や将来に向けた要望・意見等をこれからの計画づくりに活用するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

#### ■実施概要

種類	対象地域	調査形式	配付・回収方法	調査時期
未就学児童保護者	檜原村全域	アンケート調査	郵送による配付・回収	令和6年3月19日～ 令和6年3月31日 (4月到着分についても結果に反映)
小学生保護者				
中高生				

#### ■回収結果

種類	配付数(件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
未就学児童保護者	60	24	40.0
小学生保護者	75	26	34.7
中高生	45	17	37.8

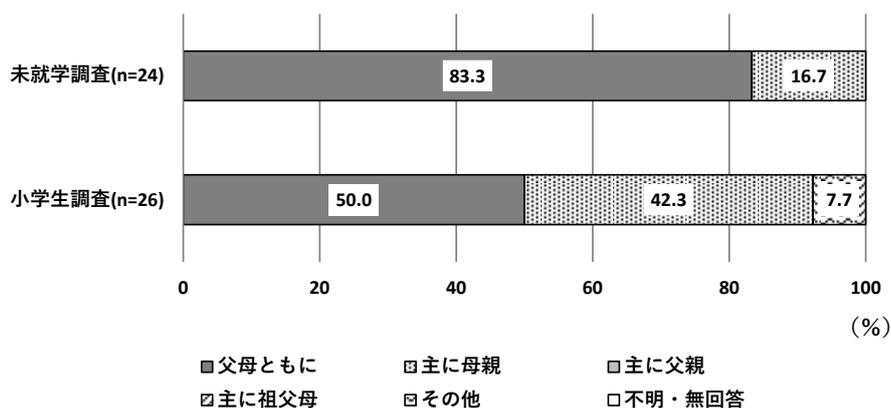
#### ■アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 図表タイトルの【SA】は単数回答、【MA】は複数回答可の質問であることを示しています。
- 調査結果の比率は、設問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを示しています。そのため、その合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- 図表中「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。

(1)主に子育てをしている人について

主に子育てをしている人について、未就学では「父母ともに」の割合が8割を超えています。一方で、小学生では、「父母ともに」の割合は5割に留まっており、「主に母親」の割合が約4割を占めています。

■主に子育てをしている人【SA】

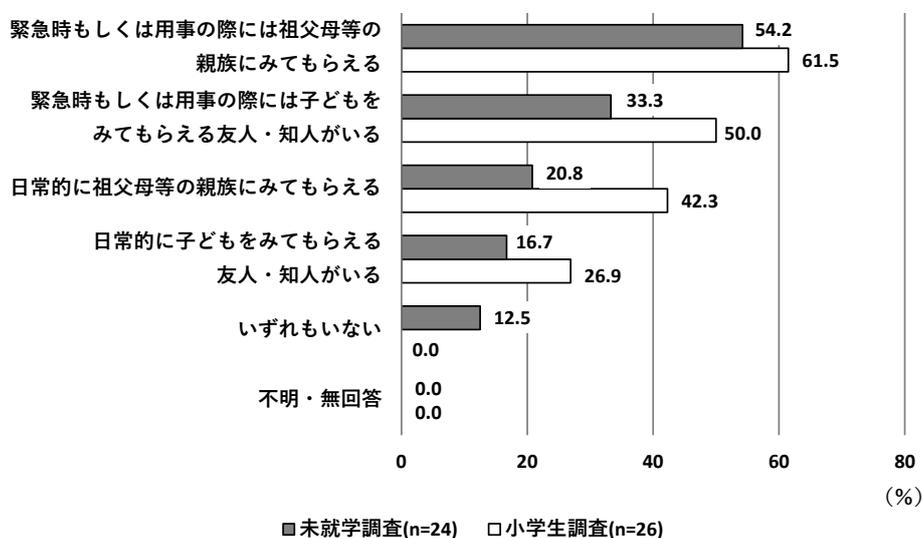


(2)子どもをみてもらえる親族・知人の有無について

子どもをみてもらえる親族・知人についてみると、全体として面倒をみてもらえる割合が高くなっており、未就学・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、過半数を占めています。

一方で、「いずれもない」のは未就学のみで、12.5%となっています。

■子どもをみてもらえる親族・知人【MA】



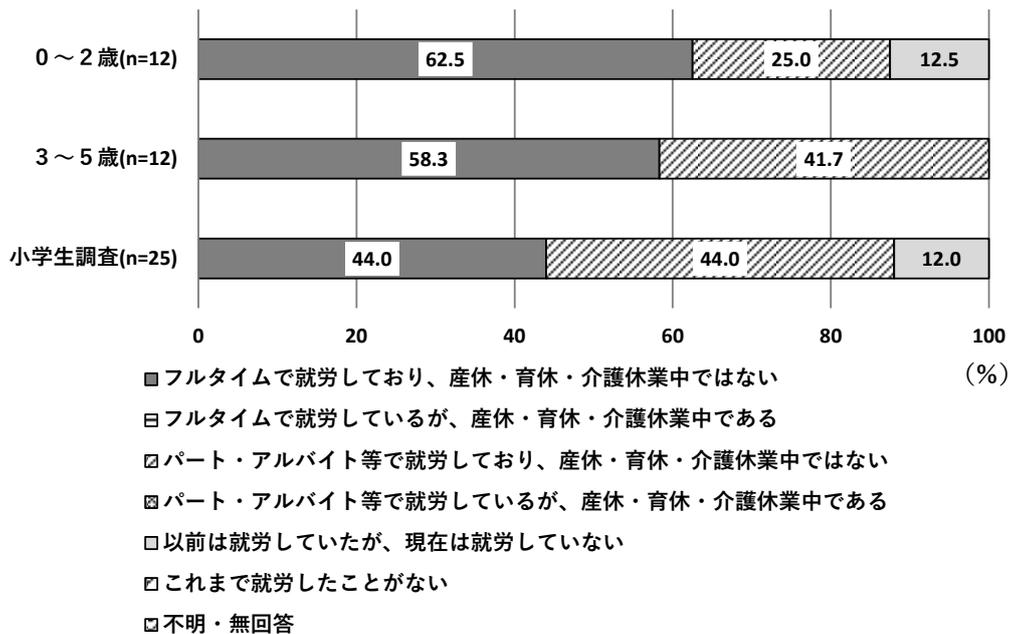
## 第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

### (3)保護者の現在の就労状況について

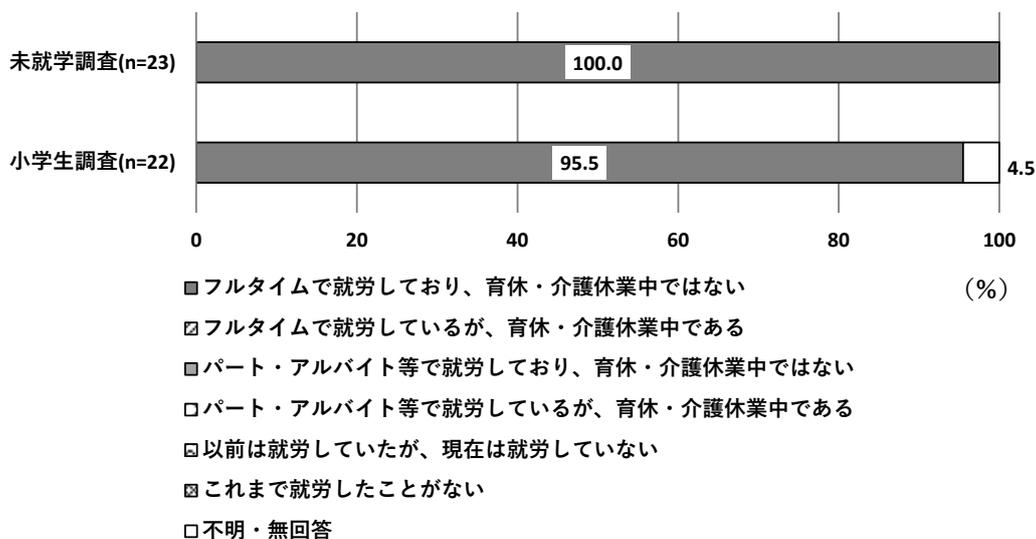
母親の就労状況についてみると、いずれの区分でも「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」割合が最も高くなっています。

また、父親の就労状況についてみると、いずれの区分でも「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」割合がほとんど全体を占めています。

#### ■母親の現在の就労状況【SA】



#### ■父親の現在の就労状況【SA】



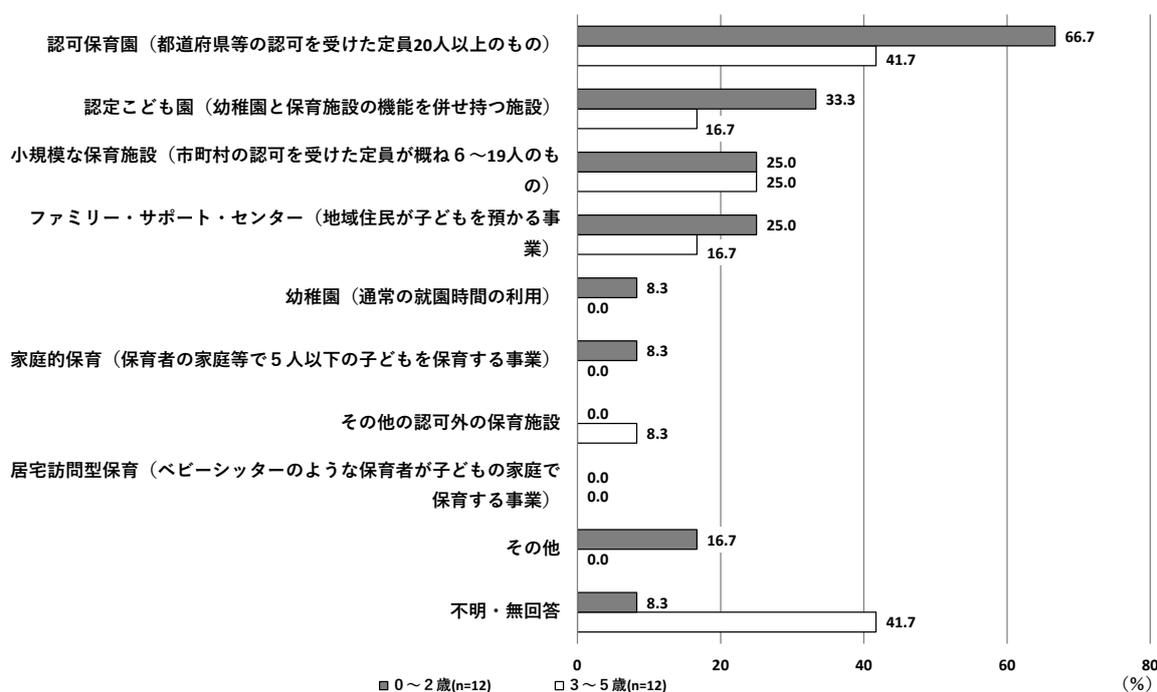
(4)「定期的に」利用したい教育・保育の事業について(未就学)

「定期的に」利用したい平日の教育・保育の事業についてみると、いずれの区分でも「認可保育園」が最も高くなっています。他にも、「認定こども園」、「小規模な保育施設」、「ファミリー・サポート・センター」への希望が高くなっています。

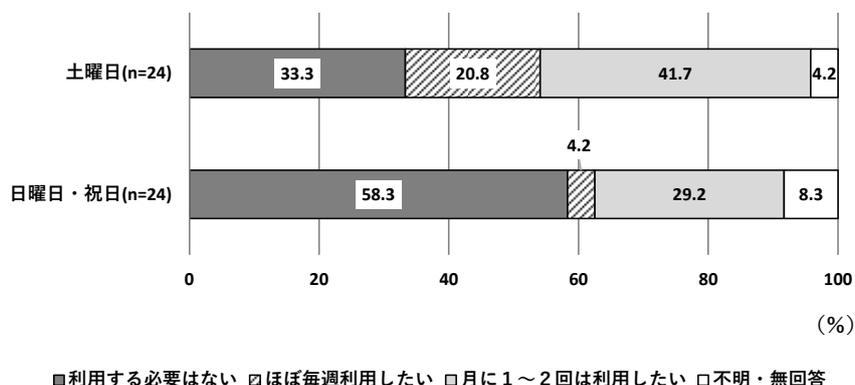
また、「定期的な」土・日・祝の教育・保育の事業の利用希望についてみると、土曜日の利用希望は「月に1～2回は利用したい」が41.7%、「ほぼ毎週利用したい」が20.8%となっており、全体の6割程度の方が利用を希望しています。

日曜日と祝日の利用希望についてみると「利用する必要はない」が58.3%となっており、土曜日に比べてニーズが低くなっています。

■「定期的に」利用したい平日の教育・保育の事業【MA】



■「定期的な」土・日・祝の教育・保育の事業の利用希望【SA】



## 第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

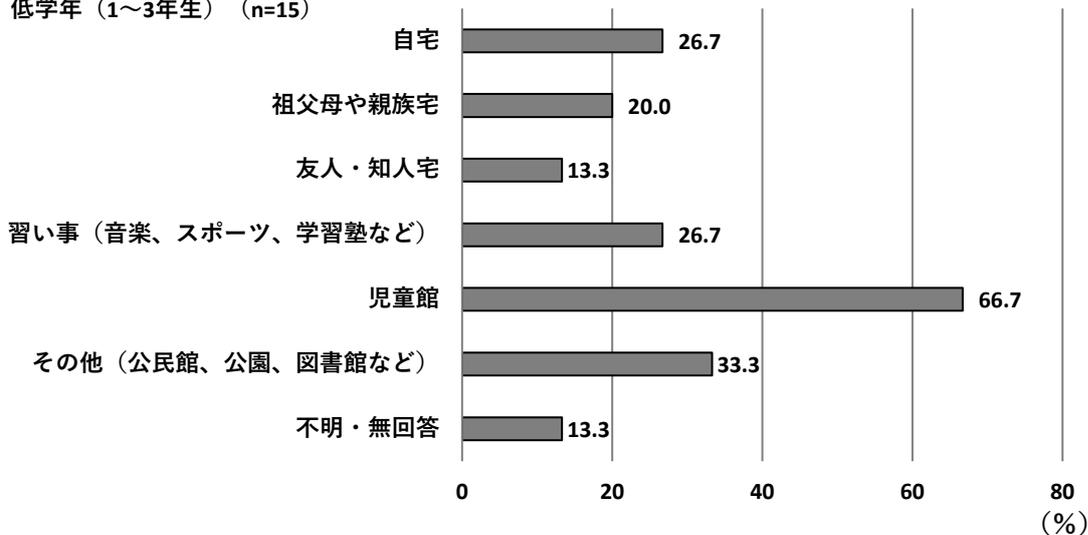
### (5)放課後の過ごし方について(小学生)

放課後の過ごし方の希望についてみると、小学校低学年のうち「児童館」が66.7%と最も高く、続いて「その他(公民館、公園、図書館など)」が33.3%、「自宅」や「習い事(音楽、スポーツ、学習塾など)」が26.7%となっています。

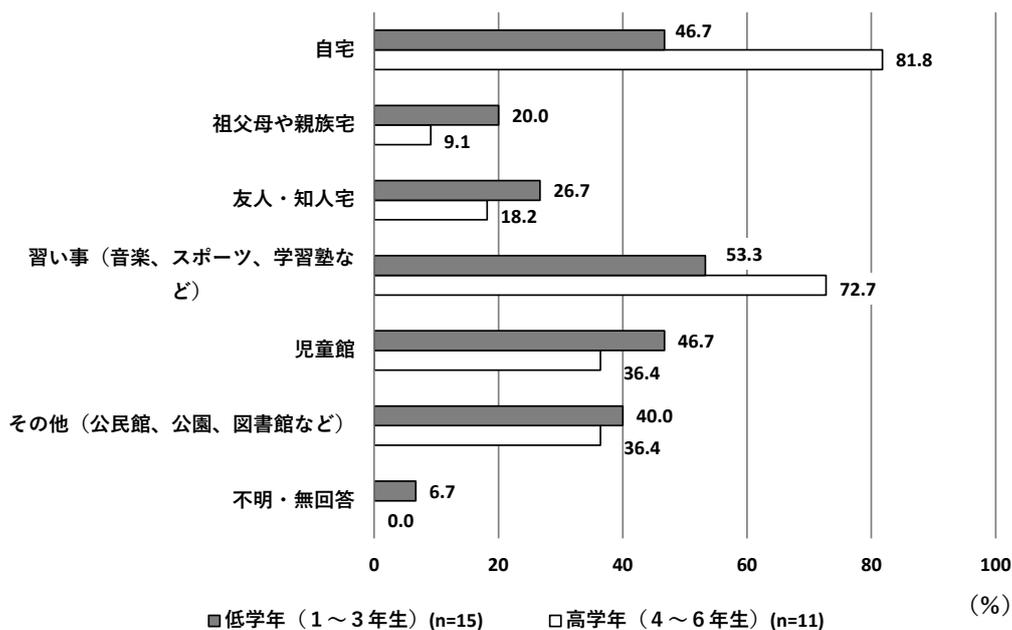
また、小学校高学年での過ごし方の希望について、現在の学年が低学年の場合は「習い事」が最も高く53.3%となっており、続いて「自宅」や「児童館」が46.7%となっています。現在の学年が高学年の場合は「自宅」が最も高く81.8%となっており、続いて「習い事」が72.7%となっています。

#### ■小学校低学年のうち平日の放課後をどのような場所で過ごさせたいか【MA】

低学年(1~3年生) (n=15)



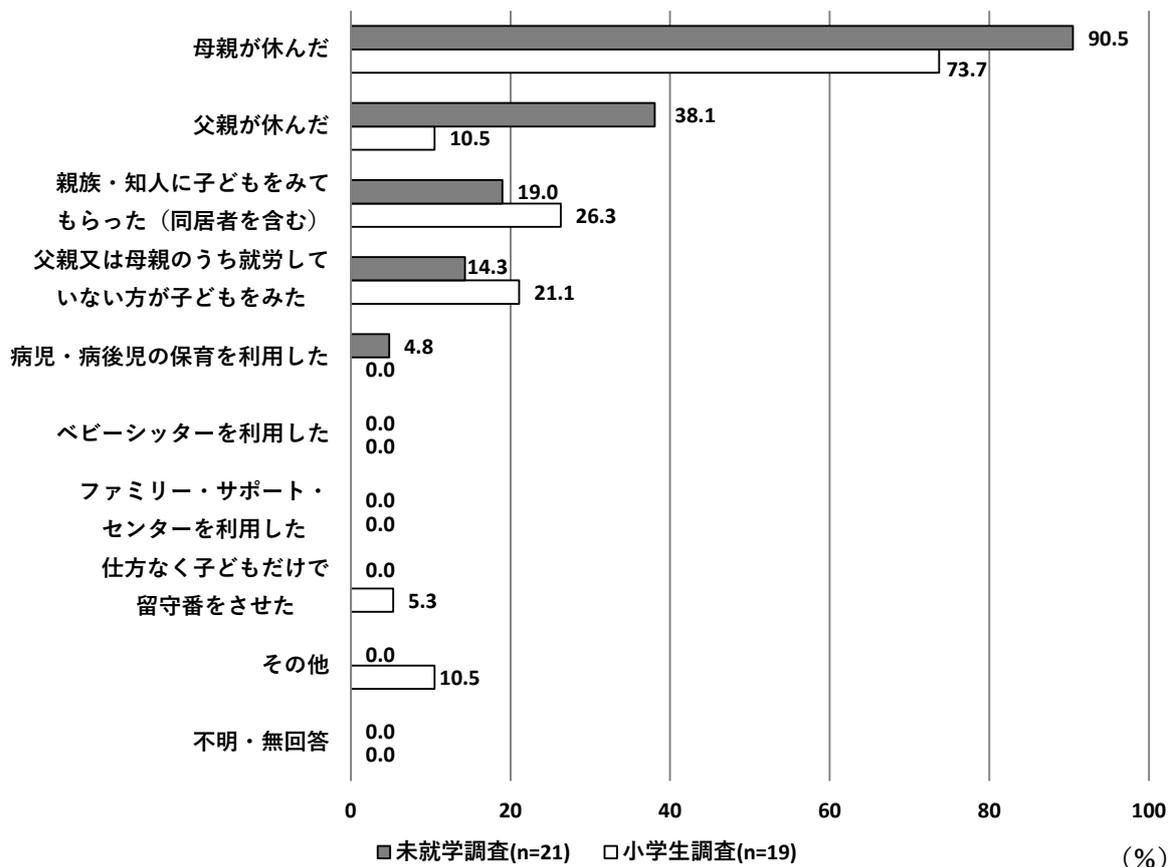
#### ■小学校高学年のうち平日の放課後をどのような場所で過ごさせたいか【MA】



(6)病気やケガの際の対処方法について

対処方法についてみると、未就学と小学生どちらでも「母親が休んだ」割合が最も高くなっています。続いて、未就学では「父親が休んだ」が38.1%となっており、小学生では「親族・知人に子どもをみてもらった（同居者を含む）」が26.3%となっています。

■子どもの病気やケガの際の対処方法について【MA】



## 第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

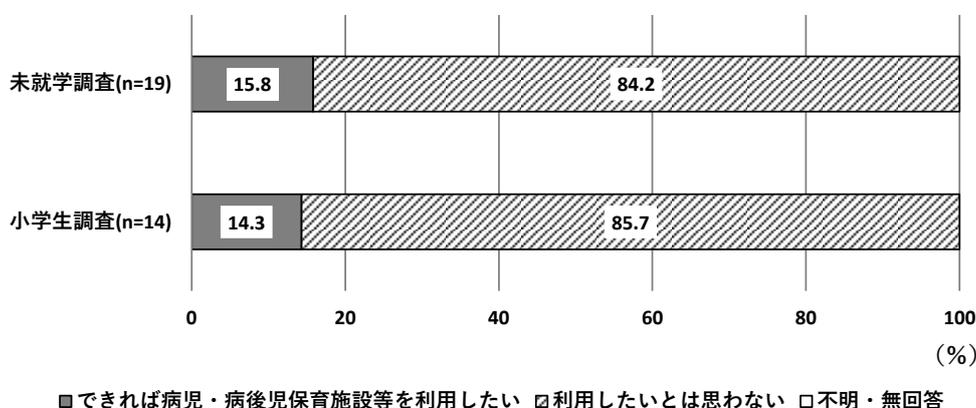
### (7)病児・病後児のための事業等の利用について

病児・病後児保育施設等の利用希望についてみると、未就学・小学生ともに「利用したい」割合は1割台となっています。

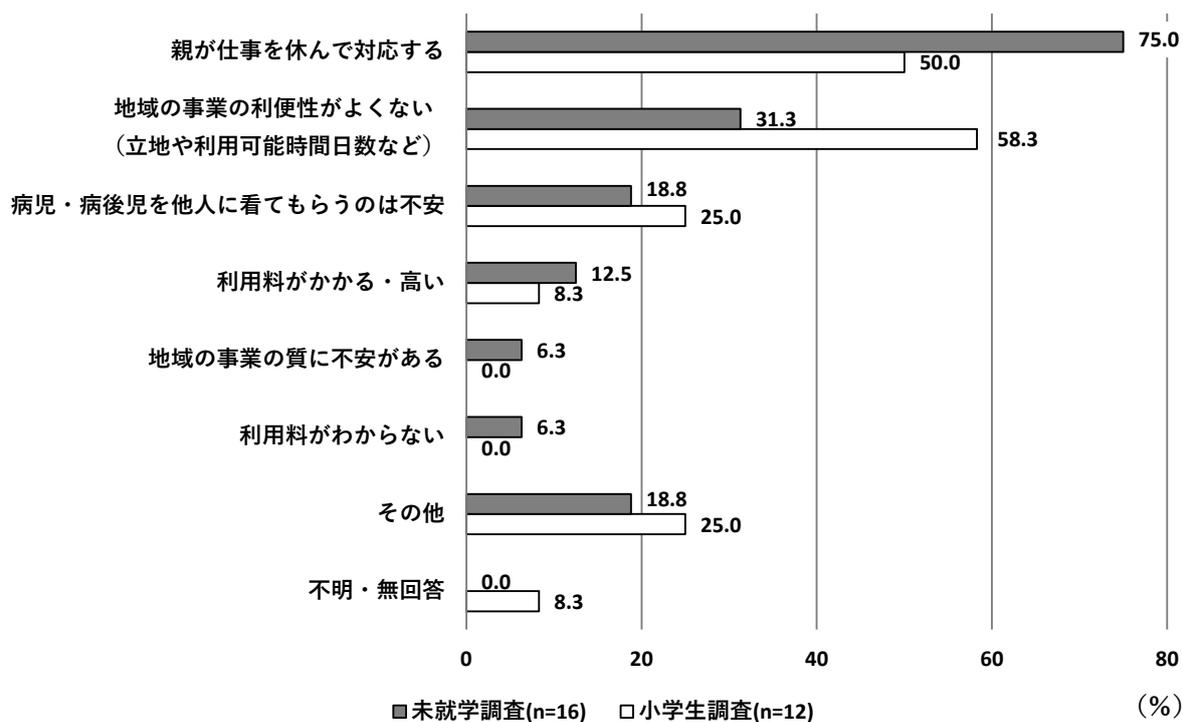
また、利用したいと思わない理由についてみると、未就学では「親が仕事を休んで対応する」が75.0%と最も高く、続いて「地域の事業の利便性がよくない」が31.3%となっています。

小学生では、「地域の事業の利便性がよくない」が58.3%と最も高く、続いて「親が仕事を休んで対応する」が50.0%となっています。

#### ■病児・病後児保育施設の利用希望【SA】



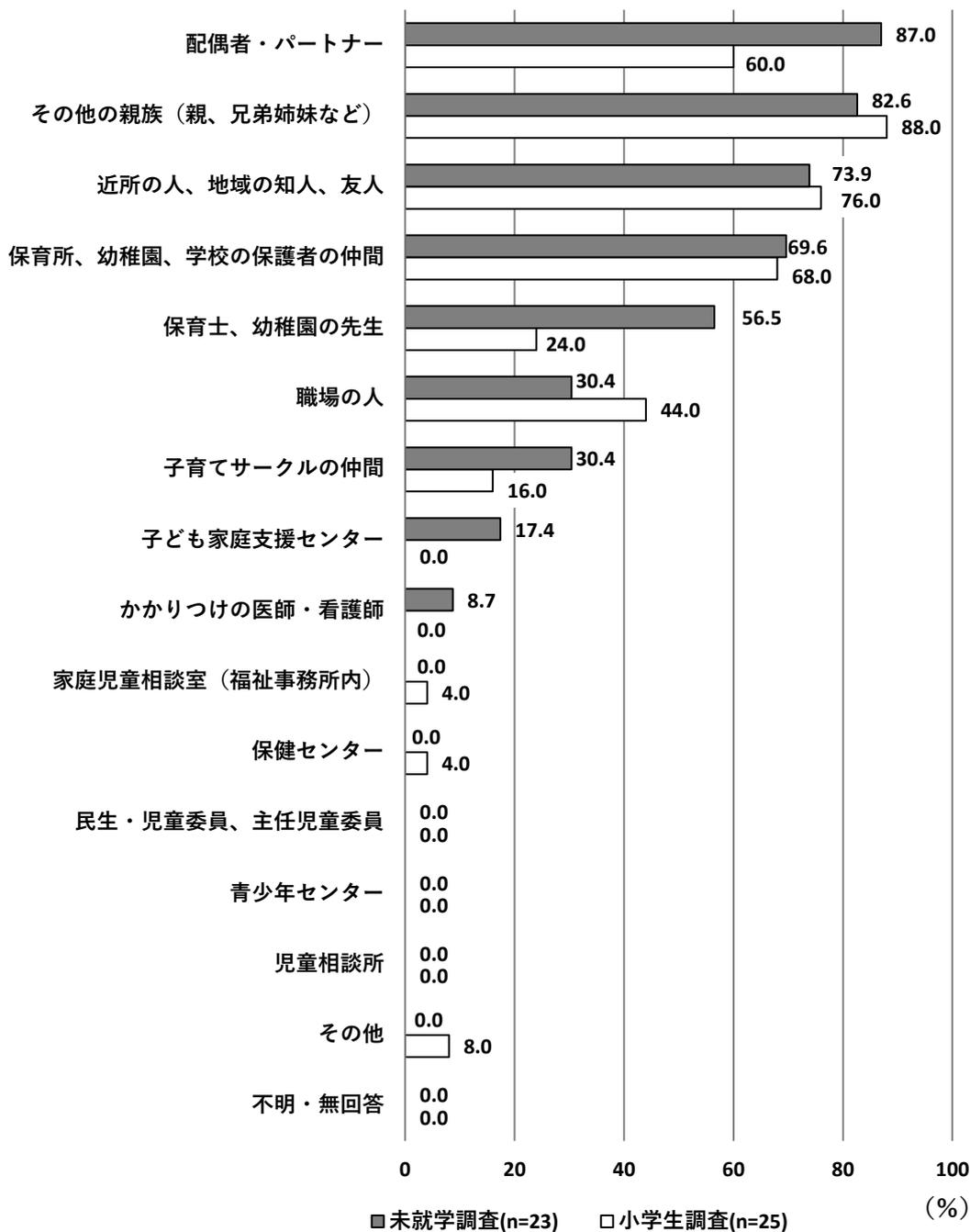
#### ■病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由【MA】



(8)気軽に相談できる先について

気軽に相談できる先についてみると、未就学・小学生ともに「その他の親族(親、兄弟姉妹など)」、「近所の人、地域の知人、友人」、「保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間」の割合が高くなっています。一方で、「配偶者・パートナー」では小学生の割合が未就学よりも27.0ポイント低い60.0%となっています。

■気軽に相談できる先【MA】



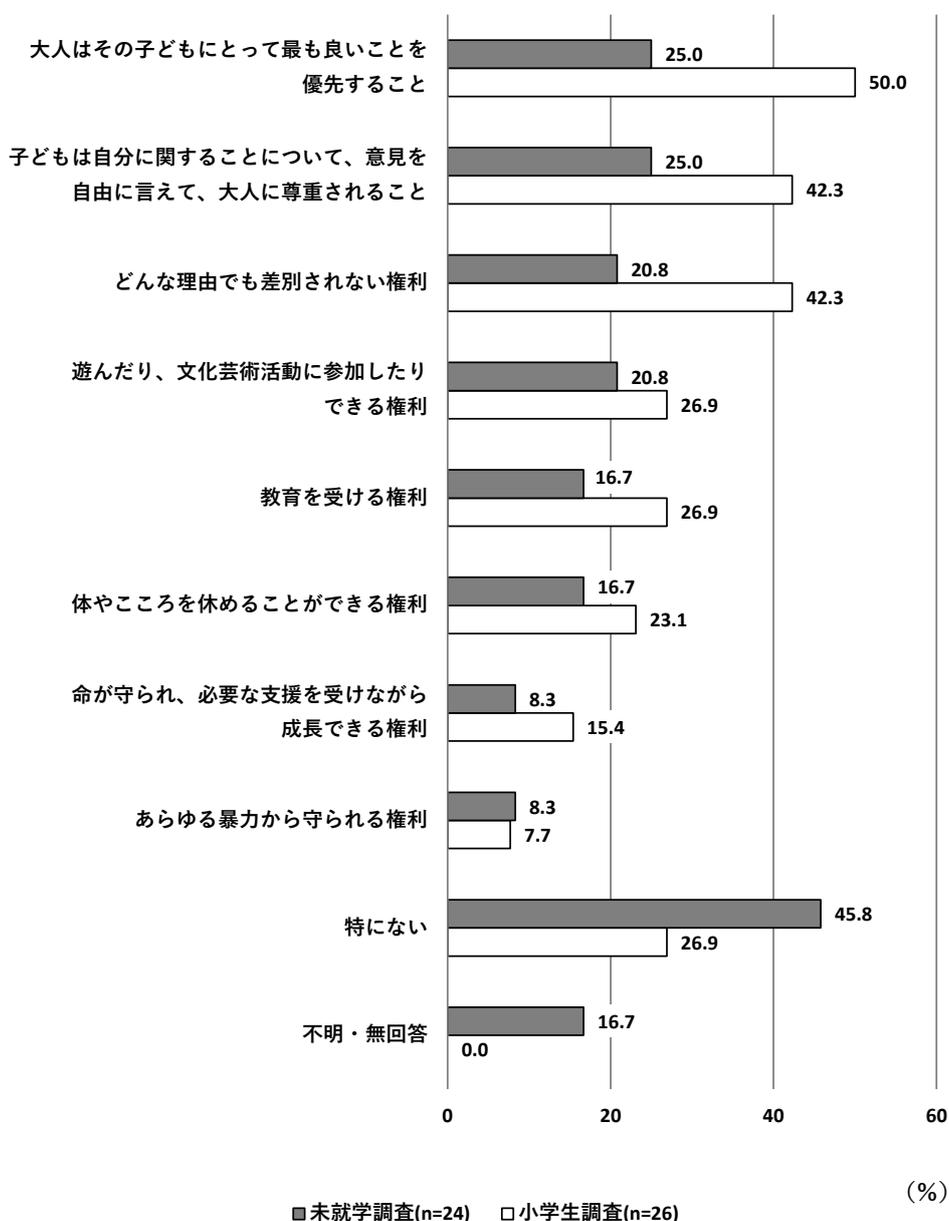
第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

(9)子どもの権利について

子どもの権利が守られていないと感じるものについてみると、未就学では「大人はその子どもにとって最も良いことを優先すること」と「子どもは自分に関することについて、意見を自由に言えて、大人に尊重されること」が25.0%となっています。また、数値でみると「特にない」が45.8%と最も高くなっています。

小学生では、「大人はその子どもにとって最も良いことを優先すること」が50.0%と最も高く、続いて「子どもは自分に関することについて、意見を自由に言えて、大人に尊重されること」と「どんな理由でも差別されない権利」が42.3%となっています。

■子どもの権利が守られていないと感じるもの【MA】

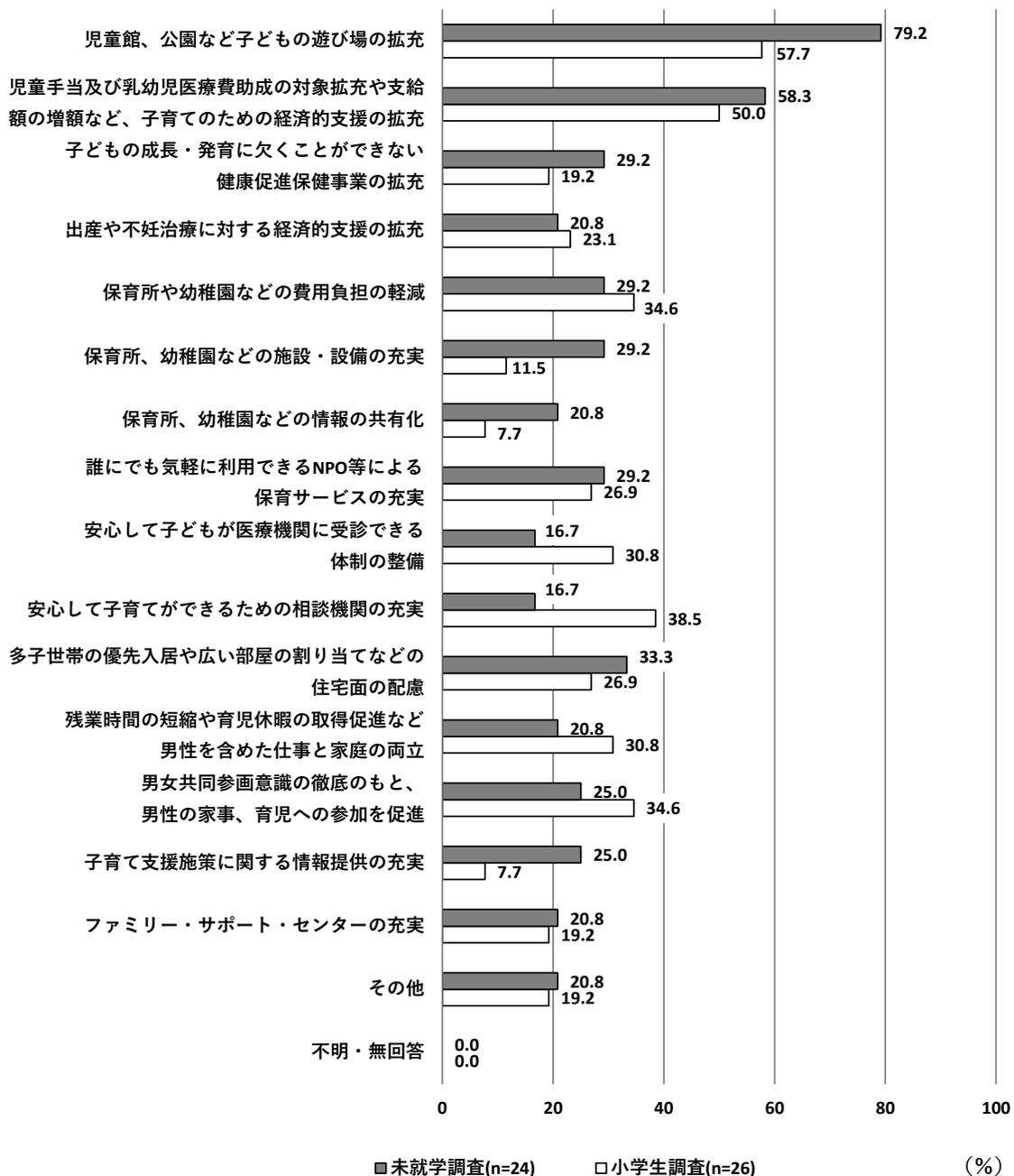


(10)子育ての不安感や負担感を解消するために必要な施策について

子育ての不安感や負担感を解消するための施策についてみると、未就学では「児童館、公園など子どもの遊び場の拡充」が79.2%と最も高く、次いで「児童手当及び乳幼児医療費助成の対象拡充や支給額の増額など、子育てのための経済的支援の拡充」が58.3%となっています。

小学生でも、意見の多い二つの項目と順序は未就学と同様で、それぞれ57.7%と50.0%となっています。

■子育ての不安感や負担感を解消するための施策【MA】



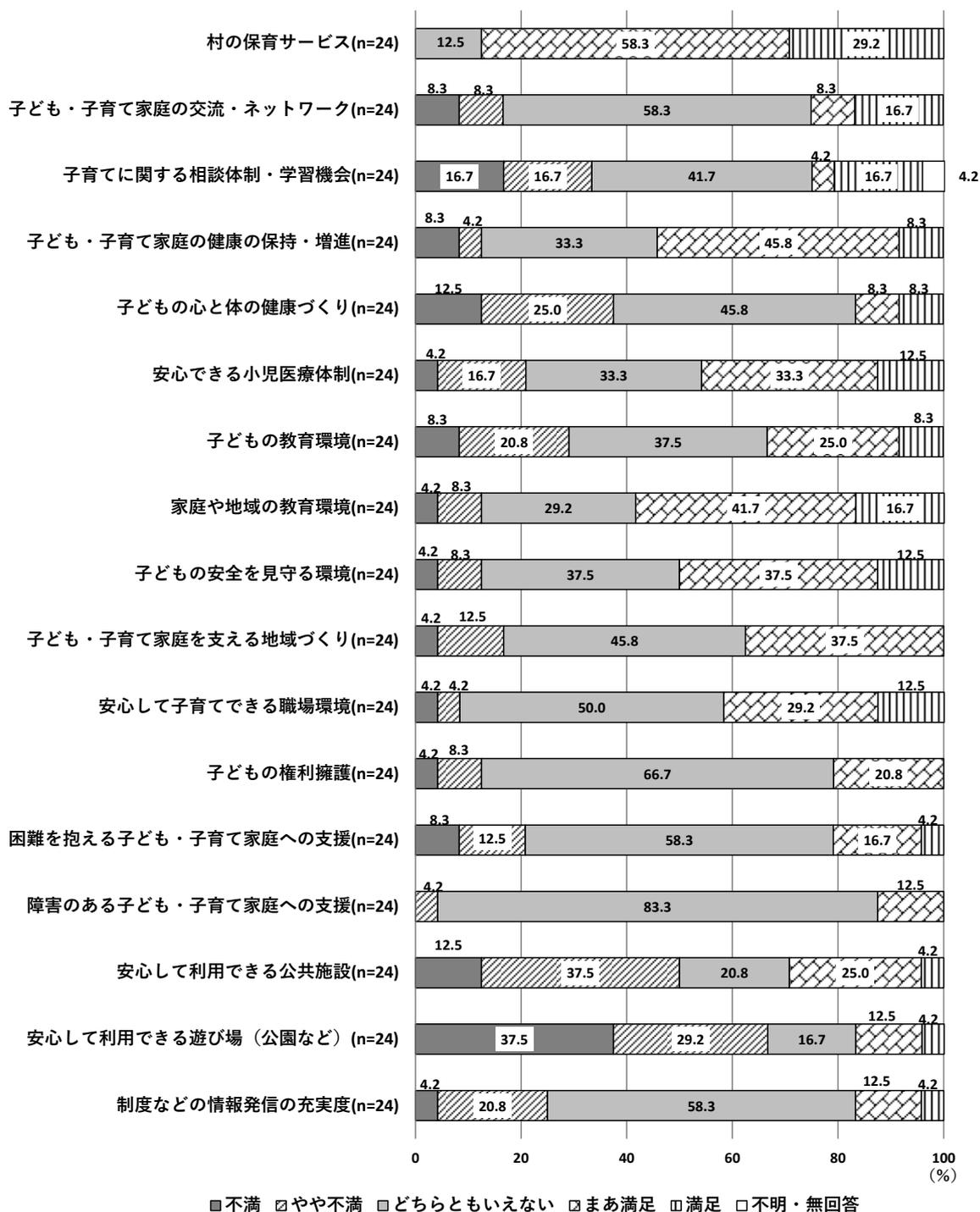
## 第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

### (11)村の子育て支援施策に対する満足度について

村の子育て支援施策に対する満足度について未就学の満足度が高い項目は、「村の保育サービス」、「家庭や地域の教育環境」、「子ども・子育て家庭の健康の保持・増進」などとなっています。

一方で、満足度が低い項目は、「安心して利用できる遊び場」、「安心して利用できる公共施設」などとなっています。

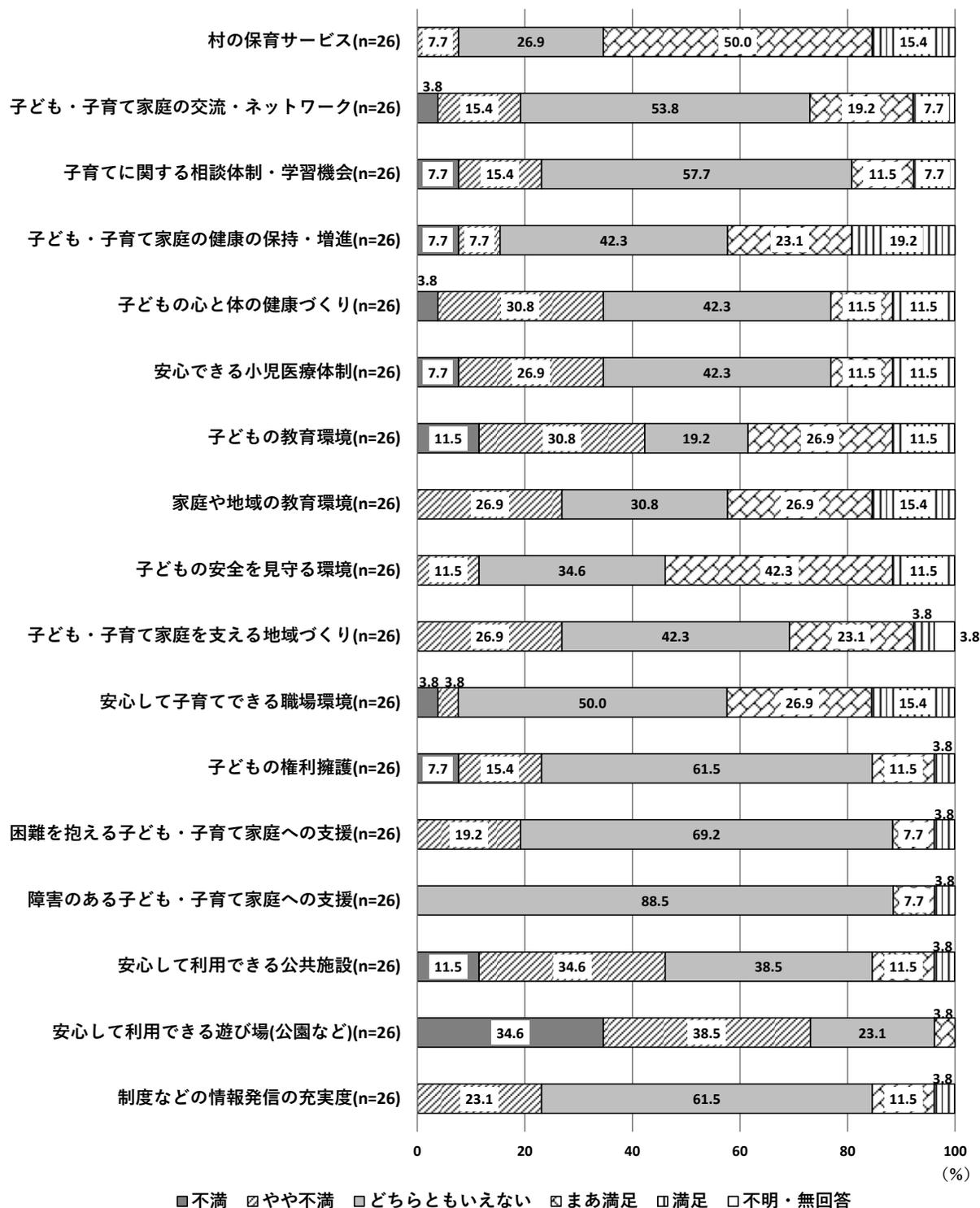
#### ■村の子育て支援施策に対する満足度(未就学)【SA】



村の子育て支援対策に対する満足度について小学生の満足度が高い項目は、「村の保育サービス」、  
「子どもの安全を見守る環境」などとなっています。

一方で、満足度が低い項目は、「安心して利用できる遊び場」、「安心して利用できる公共施設」、  
「子どもの教育環境」などとなっています。

■村の子育て支援施策に対する満足度(小学生)【SA】



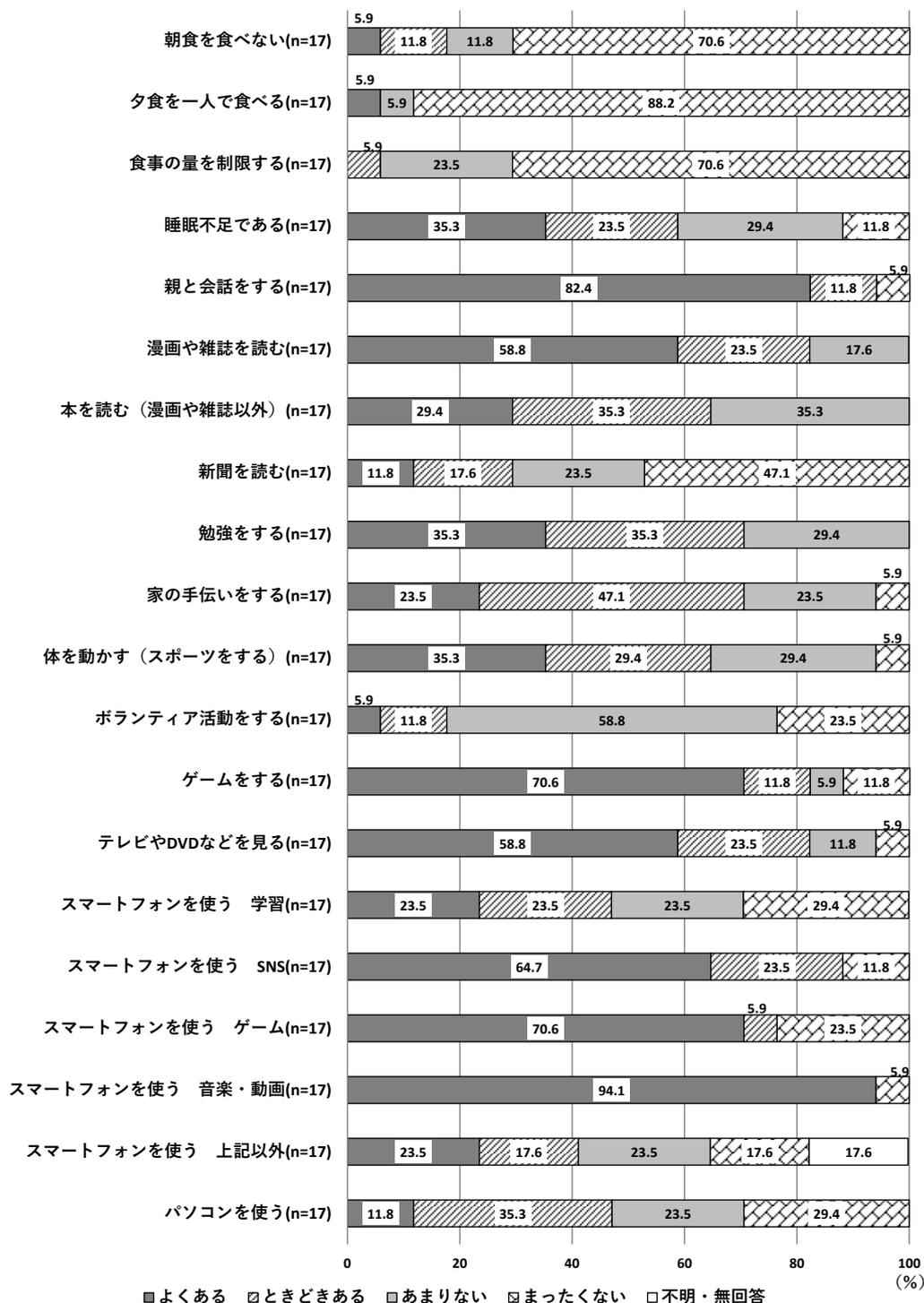
## 第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

### (12) 中高生の毎日の生活について

中高生の毎日の生活についてみると、よくある項目は「スマートフォンを使う(音楽・動画)」、「親と会話をする」、「ゲームをする」などとなっています。

一方で、まったくない項目は「夕食を一人で食べる」、「朝食を食べない」、「食事の量を制限する」などとなっています。

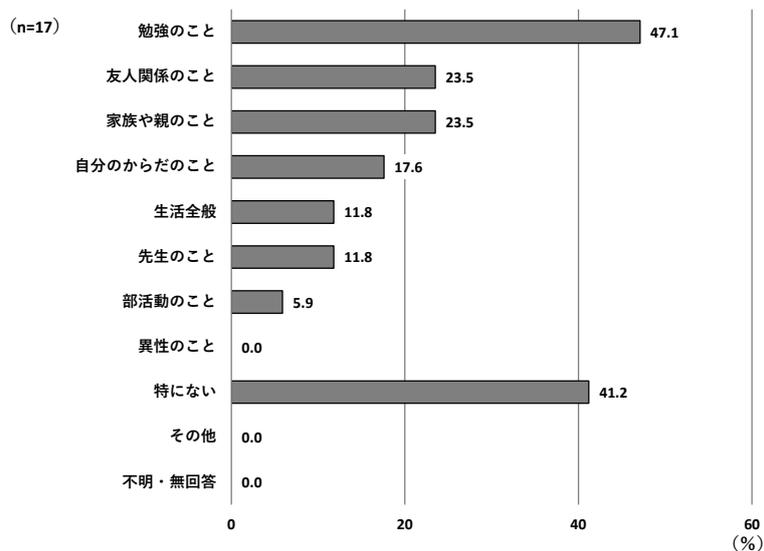
#### ■ 中高生の毎日の生活【SA】



(13) 中高生の不満やストレスについて

中高生が直近の1か月くらいの間で感じた不満やストレスについてみると、「勉強のこと」が47.1%と最も高く、続いて「友人関係のこと」や「家族や親のこと」が23.5%となっています。また、「特にない」は41.2%となっており、数値で見ると2番目に高くなっています。

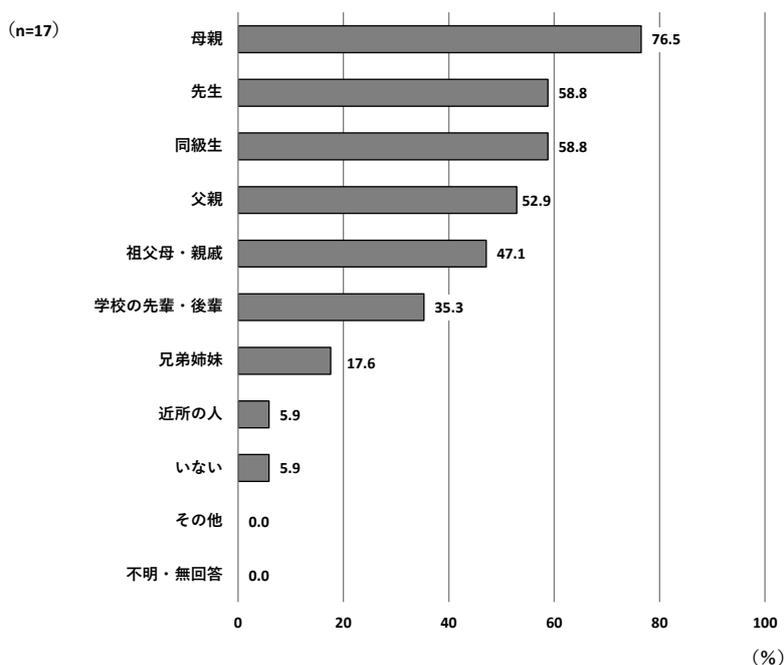
■ 中高生の不満やストレス【MA】



(14) 中高生の悩みの相談先について

中高生の悩みの相談先についてみると、「母親」が76.5%、続いて「先生」や「同級生」が58.8%となっています。

■ 中高生の悩みの相談先【MA】

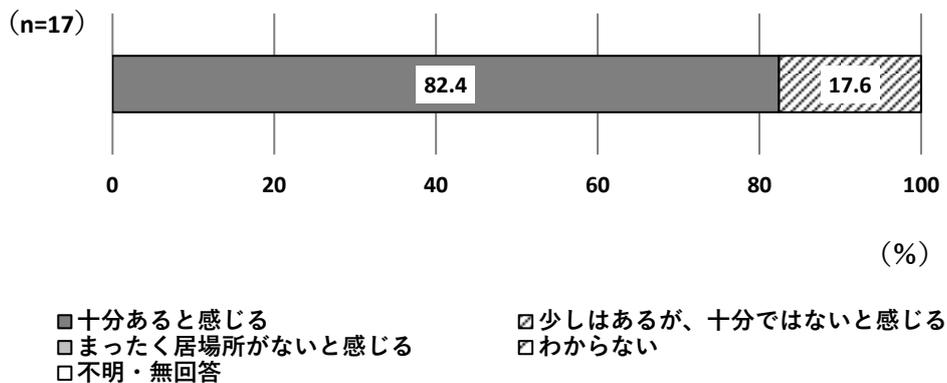


## 第2章 子ども・子育てをめぐる本村の現状

### (15) 中高生が「居場所」だと感じる場所について

中高生が「居場所」だと感じる場所についてみると、「十分あると感じる」割合が82.4%と最も高く、「少しはあるが、十分ではないと感じる」割合が17.6%となっています。

#### ■ 中高生が「居場所」だと感じる場所【SA】

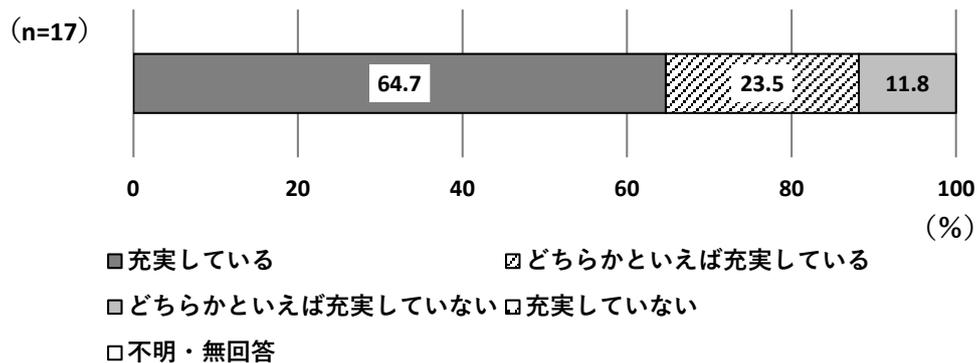


### (16) 中高生の生活の充実度合いについて

中高生の生活の充実度合いについてみると、「充実している」と答えた割合は64.7%と最も高く、「どちらかといえば充実している」も合わせると9割近い方が「充実している」と答えています。

一方で、11.8%の方が「どちらかといえば充実していない」と答えています。

#### ■ 中高生の生活の充実度合い【SA】

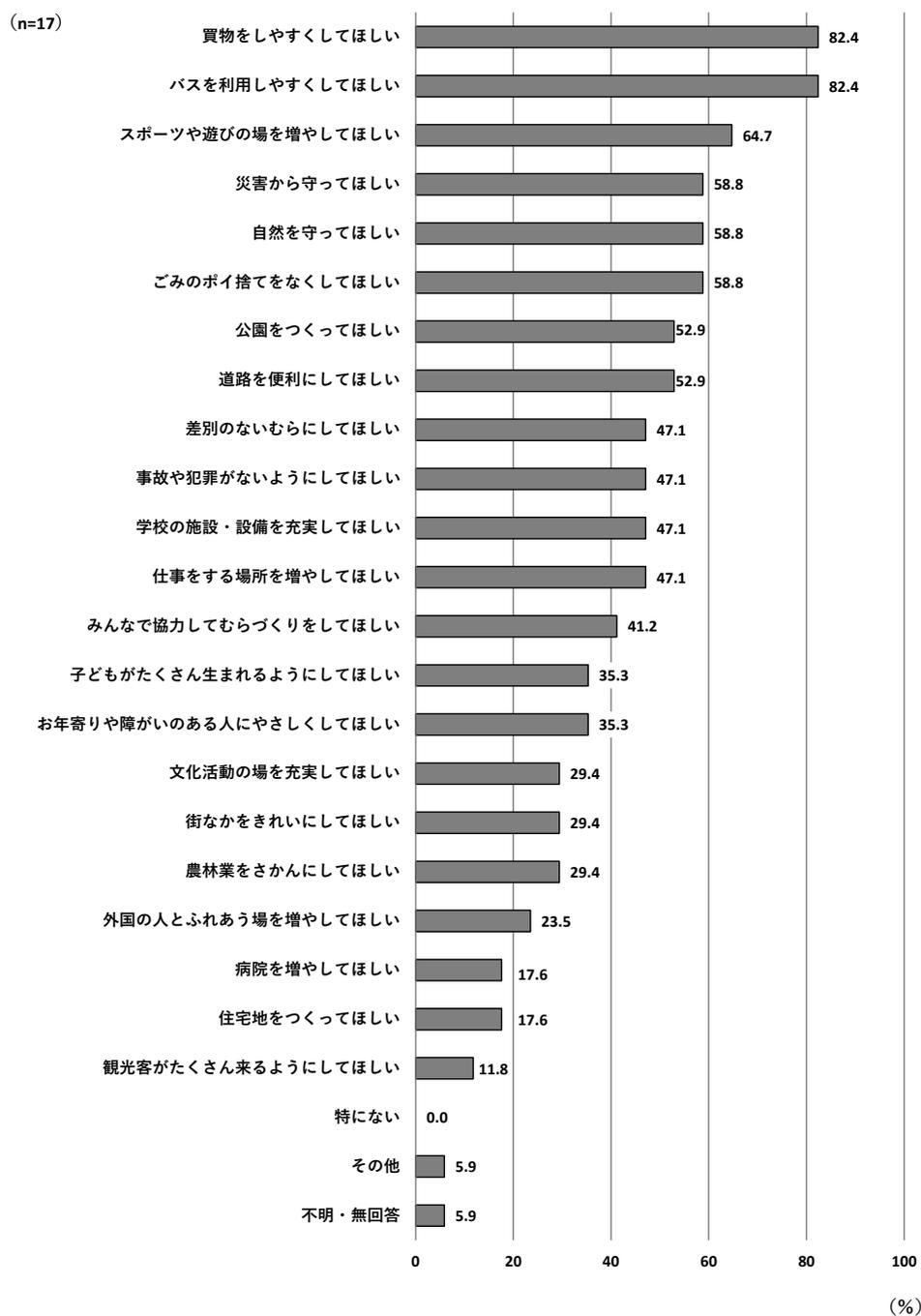


(17)中高校生が将来に向けて檜原村に望むことについて

中高校生が檜原村に望むことについてみると、「買い物しやすくしてほしい」と「バスを利用しやすくしてほしい」が82.4%と最も高く、続いて「スポーツや遊びの場を増やしてほしい」が64.7%、「災害から守ってほしい」、「自然を守ってほしい」、「ごみのポイ捨てをなくしてほしい」が58.8%となっています。

一方で、「観光客がたくさん来るようにしてほしい」、「病院を増やしてほしい」、「住宅地をつくってほしい」は1割台となっています。

■中高校生が将来に向けて檜原村に望むこと【MA】



## 6 本村の現状からみる課題

---

### (1) 就労環境や子育て支援の充実

アンケート調査によると、未就学児童のいる家庭のうち、父母ともに子育てをしている家庭は8割を超えています。一方で、小学生のいる家庭では、父母ともに子育てをしている家庭は5割に留まっており、残りの4割を超える家庭で主に母親が子育てをしている状況です。

また、就労状況について、父親はいずれの家庭においてもほぼすべての人が育児休業等を取得せずにフルタイムで就労しているものの、母親は子どもの年齢が上がるのに伴いフルタイムでの就労の割合が低下し、パート・アルバイト等での就労割合が上昇しています。

国勢調査によると、労働力率も30歳から49歳では女性が男性よりも10から20ポイントほど低くなっています。こうした現状から、母親に子育ての負担がかかりやすくなっていることがうかがえます。

そのため、男女がともに子育てしながら働き続けることができるよう、引き続き保育事業や補助金制度等を実施していくとともに、性別による子育ての負担の差を解消するための意識改革についても、今後取り組んでいくことが求められています。

### (2) 支援制度を利用しやすい体制の整備

アンケート調査によると、子どもの病気やケガの際の対処方法について、「母親が休んだ」割合がいずれの家庭においても7割台から9割台と最も高くなっています。また、未就学児童のいる家庭においては、「父親が休んだ」割合が4割弱となっています。

一方で、病児・病後児保育施設の利用希望については、「利用したいとは思わない」割合がいずれの家庭においても8割半ばとなっています。本村では、病児・病後児保育事業を実施しているものの、他自治体の施設での実施となっています。そのため、利用したいと思わない理由については、「親が仕事を休んで対応する」との回答が最も多いですが、他にも「地域の事業の利便性がよくない」といった回答も未就学児童のいる家庭では3割強、小学生児童のいる家庭では6割弱となっています。

また、本村の制度に関する情報発信への満足度は、いずれの家庭においても「どちらともいえない」が約6割となっており、「満足(満足とまあ満足の合計)」よりも「不満(不満とやや不満の合計)」のほうが8ポイントほど高くなっています。事業実施の周知は行っているものの、利用件数が伸び悩んでいる事業もあります。

そのため、ニーズに応じて適切に支援を受けることができるよう、支援に関する情報発信や事業の利便性について、村民の視点を持ちながら見直していくことが求められています。

### (3)地域における相談体制の充実

相談事業について、本村ではアプリ等も活用しつつ、事業の周知や利便性の向上に取り組んでいます。

アンケート調査によると、いずれの家庭においても、気軽に相談できる先として「配偶者・パートナー」「その他の親族」「近所の人、地域の知人、友人」といったように、身近な人が多くなっています。中高生の相談先についても同様に、「母親」をはじめとする家族や「先生」「同級生」等、身近な人が多くなっています。

また、本村における「子育てに関する相談体制・学習機会」の現状に対する満足度について、特に未就学児童のいる家庭では「不満(不満とやや不満の合計)」が3割を超えています。

そのため、子育てに悩む保護者や学校生活で悩みを抱える中高生等が、一人で悩みを抱え込むことがないように、家族や身近な人だけでなく、公的な機関や窓口へも気軽に相談できる体制を整備することが求められています。

### (4)未来を担う子どもや若者が「住み続けたい」と思うむらづくりの推進

住民基本台帳によると、本村では社会増が続いていますが、生産年齢人口は減少傾向にあります。

持続可能なむらづくりを進めていくためには、少子高齢化への対策も講じていく必要があり、これからの未来を担う子どもや若者が「住み続けたい」と思うことが重要です。

アンケート調査によると、中高生は本村に対して「買い物」「交通機関」といった生活環境における利便性の改善や、自然環境への配慮を求めています。

また、国ではこどもまんなか社会の実現に向けて取組が進められており、本村でも、子ども・若者の育成・生活環境の充実に向け、今後も子ども・若者の視点を重視した制度の整備と、子どもの権利が守られる環境整備に取り組むことで、子ども・若者にとって魅力のあるむらづくりを進めていくことが求められています。

### (5)子育てのしやすさと子どもの健やかな成長に配慮した生活環境の充実

アンケート調査によると、本村における「安心して利用できる遊び場」の現状に対して、いずれの家庭でも「不満(不満とやや不満の合計)」が6割半ばから7割強となっています。また、子育ての不安感や負担感を解消するために必要な施策として、いずれの家庭でも6割弱から8割弱の保護者が「児童館、公園など子どもの遊び場の拡充」と回答しています。

他にも、アンケート調査によると、5割強から6割半ばの中高生が「公園をつくってほしい」「スポーツや遊びの場を増やしてほしい」といったことを望んでいます。

また、公園のような公共施設は、子どもが遊んだり運動をしたりするだけでなく、保護者同士の交流の場となる場合もあります。

そのため、子育てがしやすく、尚且つ子どもが安全に健やかに育つことのできるむらづくりを目指し、遊び場の増設をはじめとした生活環境の整備を進めていくことが求められています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的な責任が保護者にあることを前提としつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、村として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第2期計画の基本理念を継承します。

#### 基本理念

子どもが 親が 地域が育つ

— 子育てしてよかった 育てよかった！ ひのほらむら —

「檜原村総合計画」では、「自然に生まれ 活力と幸せあふれる 檜原村」を将来像とし、この実現に向けた子育て分野を含む基本方針として「ふれあいとやすらぎの健やかな暮らしづくり」を定めています。

以上のことを踏まえ、誰もが健康で安心して暮らせる条件整備や環境づくりを推進するために、医療・保健・福祉の充実を図り、地域の支え合いの仕組みづくりを推進し、安心して暮らせる元気な暮らしづくりに努めます。



## 2 計画の基本視点

本村では、子ども・家庭・地域への視点を踏まえながら、子育て支援の充実を図ります。

### (1)子どもへの視点

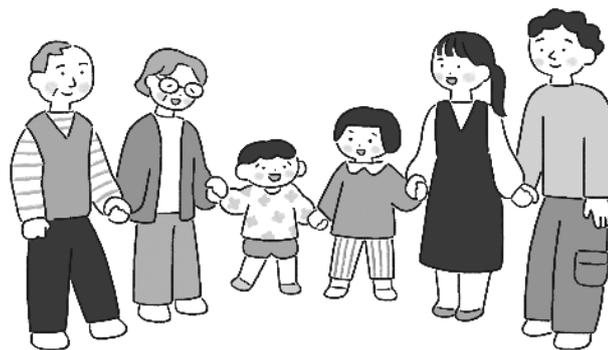
子どもの心とからだが健やかに成長することは、次代の親としての成長でもあり、村の未来を明るくします。本計画では、子どもの健やかな成長を第一の目的とし、取組を推進します。

### (2)家庭への視点

子どもの生活の基本となる家庭での教育や親子の関わり方は、子どもの育ちに大きく影響します。子どもへの接し方で悩みを持つ保護者も多く、子どもを育てるための親力の育成が求められます。保護者が家庭で安心して、誇りをもって子育てできるように支援します。

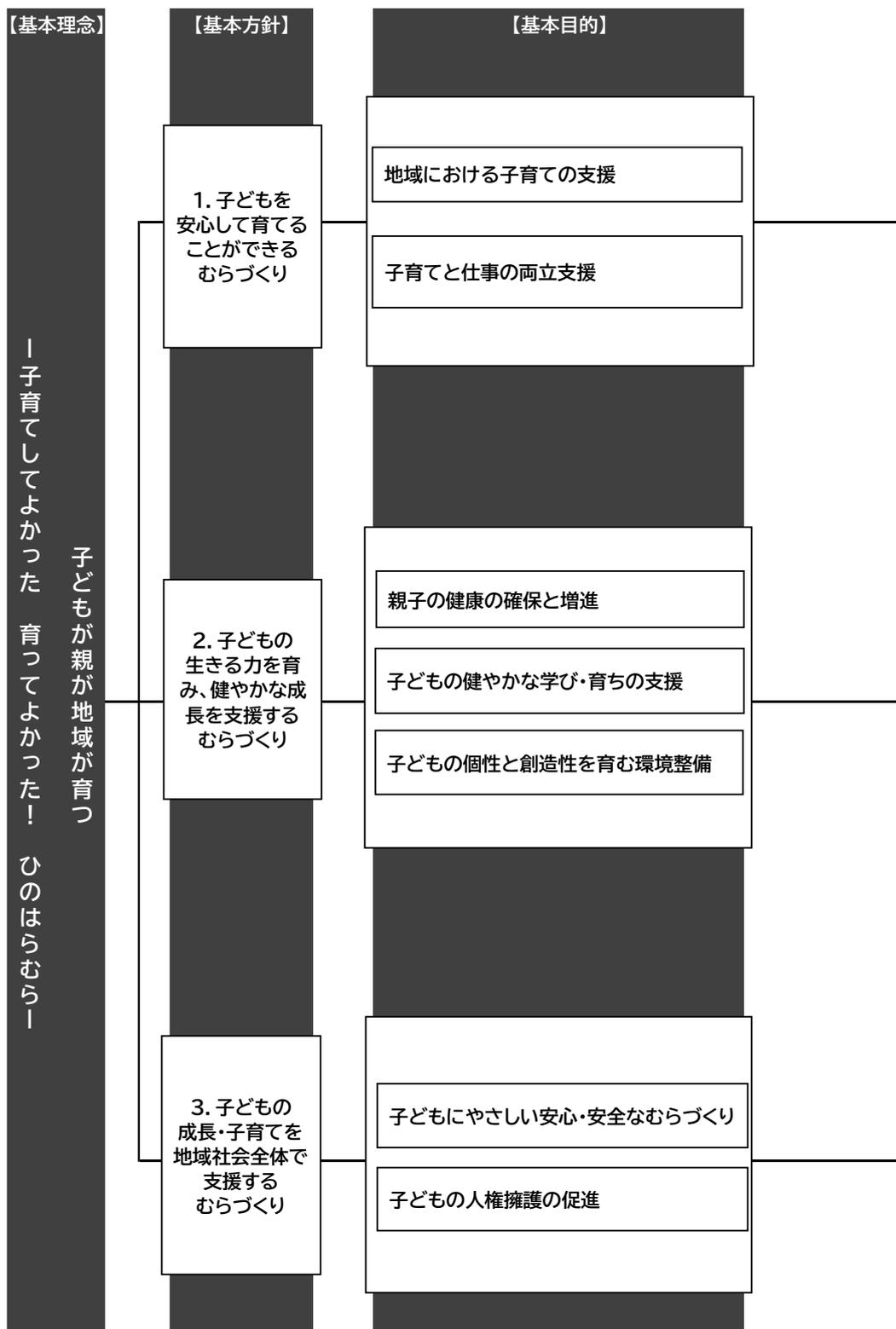
### (3)地域への視点

子どもの成長には、地域のあり方が大きく影響します。地域の一人ひとりが子どもに関心を持ち、育つ姿を見守る、村ぐるみの子育てにより、家庭における子育ての不安や負担を軽減し、子どものいきいきとした育ちを支援します。また、教育・保育の場における連携の推進や、子どもが安心して学び、遊べる環境の整備に取り組みます。



3 子育て支援施策の展開

本村の現状と課題、基本理念・基本視点等を踏まえ、「子ども・子育て支援法」に規定される「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に加え、本村の子育て支援のための各施策を推進します。



【施策】	【事業】	【担当係(関係機関)】
①保育サービスの充実	通常保育事業	子育て支援係・認可保育所・認可外保育所
	一時預かり事業	子育て支援係・認可保育所・認可外保育所
	延長保育事業	子育て支援係・認可保育所・認可外保育所
	病児・病後児保育事業	子育て支援係・認可保育所(近隣市町)
	児童館事業	子育て支援係・社会福祉協議会
	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援係
②特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実	相談支援体制の整備	子育て支援係・けんこう係
	特別児童扶養手当の支給	子育て支援係
	児童育成手当(障害手当)の支給	子育て支援係
	自立支援医療制度	けんこう係
	心身障害者(児)医療費助成	けんこう係
	小児精神障害者入院医療費助成	けんこう係
	補装具費の支給	けんこう係
障害者タクシー乗車料金等の助成	けんこう係	
③経済的支援の充実	ひとり親家庭等医療費助成制度	子育て支援係
	乳幼児医療費助成制度	子育て支援係
	義務教育就学児医療費助成制度	子育て支援係
	高校生等医療費助成制度	子育て支援係
	妊娠・出産における経済的支援	子育て支援係
	児童手当	子育て支援係
	児童育成手当	子育て支援係
	子育て支援学校給食費補助金	給食係
	高等学校等就学世帯生活支援交付金	学校教育係
	小中学生児童・生徒通学費補助	学校教育係
バス停遠距離保護者送迎補助金	学校教育係	
①妊娠期から切れ目ない健康づくり	妊婦健康診査	子育て支援係
	妊婦歯科健診	子育て支援係
	妊婦相談	子育て支援係
	妊産婦訪問	子育て支援係
	新生児訪問	子育て支援係
	新生児聴覚検査	子育て支援係
	乳幼児健康診査	子育て支援係
	5歳児健康診査	子育て支援係
	乳幼児歯科健診	子育て支援係
	子どものフッ化物塗布	子育て支援係
	離乳食教室	子育て支援係
	育児パッケージ	子育て支援係
	パースデーサポート事業	子育て支援係
	予防接種事業	子育て支援係
	妊娠・出産に向けた環境整備	子育て支援係
	学校健診の充実	学校教育係
	②児童・生徒の保健対策	薬物乱用防止対策
SOS出し方教室の実施		学校教育係
自殺防止対策		学校教育係・けんこう係
③食を通じた健康増進	地産地消を含めた食に関する指導の充実	学校教育係・給食係
	食物アレルギー対策	給食係
④子どもの多様な体験活動の推進	安全衛生管理	給食係
	ブックスタート事業	社会教育係
	伝統芸能等の学校授業	学校教育係
	海外派遣事業・体験交流事業等	社会教育係
①家庭・地域・学校が一体となった教育の充実	防犯対策	学校教育係・総務係
	教育相談の推進	学校教育係
	家庭教育の充実	学校教育係
②青少年の健全育成の推進	有害環境対策・非行防止対策の充実	社会教育係
	青少年の健全育成	社会教育係
	セーフティー教室	学校教育係
③安全・安心のむらづくりの推進	交通安全教室・指導の推進	学校教育係・警察署・認可保育所
	防犯ブザーの配付	学校教育係
	通学路の整備促進	建設係・総務係
	防犯対策の推進	総務係
④子どもの人権擁護の推進	子どもの人権についての周知活動	子育て支援係

## 第4章 施策の現状・課題・方向性

### 基本方針1 子どもを安心して育てることができるむらづくり

#### (1)現状・課題

- ・特別な支援を必要とする子どもやその家庭に対し、子どもの社会参加の促進と家庭の負担軽減に向けて、各種経済的支援等を推進する必要があります。
- ・病児・病後児のサービスは、利用意向はあるものの、他市で実施していることもあり、利便性の問題から実際の利用につながっていないため、引き続き村民の視点を持ちながら利便性の向上に努める必要があります。
- ・子育てに不安や悩みを抱える家庭が孤立してしまうことを防ぐため、公的な機関や窓口にも気軽に相談できるような環境づくりを推進する必要があります。
- ・支援を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、制度に関する情報発信について見直していく必要があります。
- ・子育てに対する不安感や負担感を解消するために、子育てのための経済的支援の拡充について、引き続き検討していく必要があります。

#### (2)方向性

すべての子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、保育サービスや仕事と育児の両立支援策を推進するとともに、子育てすることの楽しさを広げ育児不安を解消するための取組の充実を図ります。

また、特別な配慮を必要とする児童に対して、適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな対応を行います。



## (3)具体的な取組

## ①保育サービスの充実

事業名	事業概要	担当係(関係機関)
通常保育事業	保護者の就労や疾病その他の理由によって、家庭での保育が困難な乳幼児を預かり、保護者等に代わって保育します。	子育て支援係 認可保育所 認可外保育所
一時預かり事業	保護者の疾病・冠婚葬祭等により一時的に家庭で保育することが困難な乳幼児を預かり、保護者等に代わって保育します。	子育て支援係 認可保育所 認可外保育所
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う需要に対応するため、保育時間を延長します。	子育て支援係 認可保育所 認可外保育所
病児・病後児保育事業	疾病回復期の生後6か月から小学校3年生までの児童で、保護者の就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を一時的に預かり、保護者等に代わって保育します。	子育て支援係 認可保育所 (近隣市町)
児童館事業	主に乳幼児から中学生を対象とした子どもが自由に利用することができる施設を運営し、子どもの健全育成活動を行います。	子育て支援係 社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センター事業	育児のサポートをしてほしい方とサポートを行いたい方が会員となり、育児について助け合う事業を運営します。	子育て支援係

#### 第4章 施策の現状・課題・方向性

##### ②特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実

事業名	事業概要	担当係(関係機関)
相談支援体制の整備	特別な配慮を必要とする子どもに対して、ライフステージに応じた一貫した適切な相談支援を行えるよう、相談支援体制の整備を行います。	子育て支援係 けんこう係
特別児童扶養手当の支給	精神又は身体に障害がある20歳未満の児童を扶養している方に、手当の支給を行います。	子育て支援係
児童育成手当(障害手当)の支給	心身に一定程度の障害がある20歳未満の児童を養育する保護者に、手当の支給を行います。	子育て支援係
自立支援医療制度	身体に障害があるか、放置すると将来障害を残すおそれのある児童が、生活能力を得るために必要な医療を受ける際の医療費の助成を行います。	けんこう係
心身障害者(児)医療費助成	重度の心身障害者(児)に、医療費等の助成を行います。	けんこう係
小児精神障害者入院医療費助成	小児精神障害者の入院医療費の助成を行います。	けんこう係
補装具費の支給	身体障害者(児)の使用する補装具(身体機能を補完または代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるもの)に必要な費用の支給を行います。	けんこう係
障害者タクシー乗車料金等の助成	重度の障害者(児)が外出する際の、タクシー利用料及びガソリン購入費を支給し、経済的負担の軽減に向けた支援を行います。	けんこう係

## ③経済的支援の充実

事業名	事業概要	担当係(関係機関)
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等に対し、医療保険で診療を受けた際の医療費の自己負担分への助成を行います。	子育て支援係
乳幼児医療費助成制度	乳幼児を養育している保護者に対し、乳幼児が医療保険で診療を受けた際の医療費の自己負担分への助成を行います。	子育て支援係
義務教育就学児医療費助成制度	小中学生を養育している保護者に対し、小中学生が医療保険で診療を受けた際の医療費の自己負担分への助成を行います。	子育て支援係
高校生等医療費助成制度	高校生等を養育している保護者に対し、高校生等が医療保険で診療を受けた際の医療費の自己負担分への助成を行います。	子育て支援係
妊娠・出産における経済的支援	産前産後の家庭に対し、国民健康保険税の産前産後免除制度や出産祝い金の支給等、経済的支援を行います。	子育て支援係
児童手当	0歳から18歳まで(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している方を対象に、手当の支給を行います。	子育て支援係
児童育成手当	ひとり親家庭に対し、児童の育成手当の支給を行います。	子育て支援係
子育て支援学校給食費補助金	小中学校に在籍している児童・生徒の保護者に対し、学校給食費の補助金を支給します。	給食係
高等学校等就学世帯生活支援交付金	高等学校等へ就学する生徒の保護者に対し、高等教育における保護者の経済的負担を軽減するため、交付金を支給します。	学校教育係
小中学生児童・生徒通学費補助	檜原村立小中学校に通学する児童・生徒の安全と保護者負担の軽減を図り、義務教育並びに学校運営の円滑化に資するため、通学に要する経費の全部又は一部を支給します。	学校教育係
バス停遠距離保護者送迎補助金	自宅からバス停までが遠距離の児童・生徒について、バス停までの保護者送迎負担を軽減するため、補助金を支給します。	学校教育係

## 基本方針2 子どもの生きる力を育み、健やかな成長を支援するむらづくり

### (1)現状・課題

- ・各家庭の方針や保育状況の違いにより、利用の必要性が低いと捉えられている事業もあるため、健康の確保・増進の重要性について周知するとともに、事業内容についても見直していく必要があります。
- ・アプリの活用等により事業の周知は行っているものの、例年の利用者数が横ばいとなっている事業もあります。そのため、事業内容と併せて、事業周知のより効果的な方法やタイミングについて、検討していく必要があります。
- ・子どもが不安や悩みを一人で抱え込むことのないよう、公的な機関や窓口にも気軽に相談できるように環境を整備していく必要があります。
- ・妊娠期からの切れ目のない健康づくりに向けて各種事業に取り組んでいますが、いずれの事業においてもニーズに対応した支援体制に向けて適宜検討・推進していく必要があります。
- ・食文化や芸能文化といった多様な文化を地域性と結び付けて学習・体験することで、生きる力の育みと健やかな成長を支援し、地域への理解等を促進させる必要があります。

### (2)方向性

子どもが安心・安全に生まれ育っていけるよう、出産前後のきめ細かな相談支援体制の整備や医療の充実を図ります。また、妊娠期から育児期までにわたる切れ目ない支援を提供することで、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進します。

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、思春期の多感な子どもに対する自殺・保健対策や、発達段階に応じた食に関する学習機会の充実を図るとともに、子どもが多様な体験活動を通して社会性や協調性を育むことのできる環境づくりを推進します。



## (3)具体的な取組

## ①妊娠期から切れ目のない健康づくり

事業名	事業概要	担当係(関係機関)
妊婦健康診査	14回の妊婦健康診査と4回の超音波検査、また子宮頸がん検診や HIV 抗体検査を行います。	子育て支援係
妊婦歯科健診	檜原診療所歯科にて、無料で歯科健診診査を行います。	子育て支援係
妊婦相談	母子保健制度についての説明や、妊娠中の生活・栄養管理についての相談支援を行います。	子育て支援係
妊産婦訪問	保健師(助産師)の訪問による相談支援を行います。	子育て支援係
新生児訪問	出生届等をもとに、すべての家庭に新生児訪問を行い、子どもの様子と母親の健康状態に合わせた相談支援を行います。	子育て支援係
新生児聴覚検査	すべての新生児に対し聴覚検査を行い、聴覚障害の早期発見・早期療養を図ります。	子育て支援係
乳幼児健康診査	保健センターにおいて、3から4か月児、6から7か月児、9から10か月児、1歳6か月児、3歳児に対し、健康診査を行い、乳幼児の健康管理を図ります。	子育て支援係
5歳児健康診査	社会性及び行動統制の面から最も重要な時期である5歳児に対し、発達面の健診を行い、子どもの健全育成・保護者への育児支援を図ります。	子育て支援係
乳幼児歯科健診	10か月から就学前の乳幼児に対し、歯科健診を年2回無料でを行います。	子育て支援係
子どものフッ化物塗布	1歳6か月から小学2年生までの子どもに対し、歯へのフッ化物塗布を年2回無料でを行います。	子育て支援係
離乳食教室	4か月から1歳6か月までの子どもの食について、保護者に対し、身体・情緒・口腔の発達や栄養面における指導と、月齢にあった食事の作り方の指導・試食を行います。	子育て支援係
育児パッケージ	新生児に対し、檜原村産材で作られた木のおもちゃやフォトフレーム等を贈呈します。	子育て支援係

#### 第4章 施策の現状・課題・方向性

##### ①妊娠期から切れ目のない健康づくり(続き)

事業名	事業概要	担当係(関係機関)
バースデーサポート事業	1歳の誕生日を迎えた幼児及び保護者に対し、育児用品等の購入に使用できるギフトカード等を贈呈します。	子育て支援係
予防接種事業	アプリを活用しつつ、乳幼児等の予防接種対象者への個別通知や、未接種者への通知等を行うことで、予防接種の重要性を啓発します。	子育て支援係
妊娠・出産に向けた環境整備	妊娠届出の際に母性健康管理について伝え、働きながら安心して妊娠・出産を迎えられるよう周知を図ります。	子育て支援係

##### ②児童・生徒の保健対策

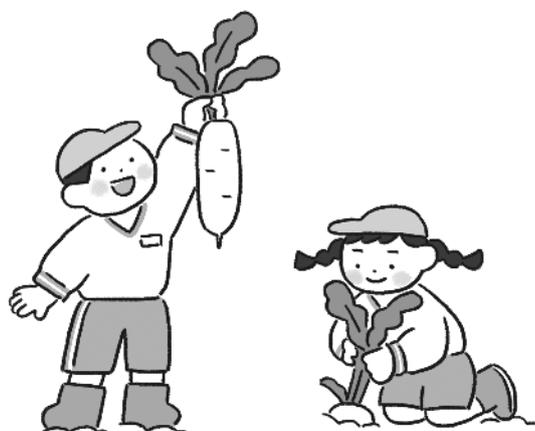
事業名	事業概要	担当係(関係機関)
学校健診の充実	児童・生徒の健康管理を推進するため、健康診断・健診業務の充実を図ります。	学校教育係
薬物乱用防止対策	薬物乱用の防止対策について、児童・生徒・保護者・地域住民を対象とした啓発活動を行います。	学校教育係 けんこう係
SOS 出し方教室の実施	身近な大人に SOS が出せる環境づくりと指導の充実を図ります。	学校教育係
自殺防止対策	自殺の防止対策について、児童・生徒・保護者・地域住民を対象とした啓発活動を行います。	学校教育係 けんこう係

##### ③食を通じた健康増進

事業名	事業概要	担当係(関係機関)
地産地消を含めた食に関する指導の充実	学校の授業前や給食前の時間を通して、食育の指導を実施します。	学校教育係 給食係
食物アレルギー対策	児童・生徒のアレルギー調査を実施し、その情報を共有して児童・生徒の健康に配慮するとともに、保護者・学校と連携して適切に対応します。	給食係
安全衛生管理	食品衛生検査等の充実と安全衛生基準の徹底を図ります。	給食係

④子どもの多様な体験活動の推進

事業名	事業概要	担当係(関係機関)
ブックスタート事業	絵本の読み聞かせ等を通して親子の触れ合いを深め、幼いころから本に親しむ環境づくりを行います。	社会教育係
伝統芸能等の学校授業	地域の郷土芸能・伝統技術を取り入れた授業を実施し、将来の継承者を育成するとともに、体験学習から子どもたちの考える力を育てます。	学校教育係
海外派遣事業・体験交流事業等	他地域との交流や特別な体験を通して、子どもの豊かな心と感性の育みを図ります。	社会教育係



### 基本方針3 子どもの成長・子育てを地域社会全体で支援するむらづくり

---

#### (1)現状・課題

- ・生産年齢人口が減少傾向にあることから、子どもや若者が「住み続けたい」と思うような環境や制度の整備等、住みやすいむらづくりを推進する必要があります。
- ・子どもの権利について、保護者からは特に「差別」「子どもと大人の差」「子どもの意見の尊重」といった項目が課題と捉えられているため、子どもの権利が守られる環境づくりを推進する必要があります。
- ・教育におけるタブレットの活用等、教育内容の充実に向けた環境の整備を推進する必要があります。
- ・子どもと子育て家庭がともに安心して過ごせるよう、防犯対策や有害環境対策といった取組を地域社会全体で推進する必要があります。

#### (2)方向性

家庭や地域が一体となった学校教育の実現に向けて、開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の教育力を向上し、魅力ある地域づくりを推進します。

また、子どもに優しい安心・安全なむらづくりに向け、事故や犯罪から子どもを守るための対策を地域住民や関係機関等との連携により推進するとともに、「すべての子どもが生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利がある」という意識で、子どもの権利が守られ、地域で安心して子どもが育つことのできる環境を整備します。



## (3)具体的な取組

## ①家庭・地域・学校が一体となった教育の充実

事業名	事業概要	担当係(関係機関)
防犯対策	子どもの登下校時に、安全管理委託による見守りを行います。	学校教育係 総務係
教育相談の推進	教育相談室の相談機能の充実及び関係機関との連携強化を図ります。	学校教育係
家庭教育の充実	家庭教育に関する情報提供を行います。	学校教育係

## ②青少年の健全育成の推進

事業名	事業概要	担当係(関係機関)
有害環境対策・ 非行防止対策の充実	青少年に有害な社会環境を除去するための啓発活動を進めるとともに、警察や学校等との連携を強化し、青少年の問題行動に迅速に対応できるシステムを構築します。	社会教育係
青少年の健全育成	青少年委員との定例会において、青少年の健全育成について協議します。	社会教育係
セーフティー教室	長期休暇前等に、安全な SNS の使用方法について指導を行うことで、有害環境対策を行います。	学校教育係

#### 第4章 施策の現状・課題・方向性

##### ③安全・安心のむらづくりの推進

事業名	事業概要	担当係(関係機関)
交通安全教室・指導の推進	保育園・小中学校等において、警察との連携による交通安全教育を行います。	学校教育係 警察署 認可保育所
防犯ブザーの配付	防犯対策として、防犯ブザーを入学説明会にて配付します。	学校教育係
通学路の整備促進	横断歩道の整備や通学路の危険な箇所の把握・整備を行います。	建設係 総務係
防犯対策の推進	児童・生徒が登下校中に事件・事故に巻き込まれないよう、防犯カメラの設置等を行います。	総務係

##### ④子どもの人権擁護の推進

事業名	事業概要	担当係(関係機関)
子どもの人権についての周知活動	子どもの人権擁護の促進に向けたチラシを作成し、保育園や小中学校に配付します。	子育て支援係



## 第5章 子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

### 1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度の給付・事業は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた「施設型給付費」と小規模保育所等を通じた「地域型保育給付費」からなる「子どものための教育・保育給付」、未移行の幼稚園や認可外保育施設等を通じた「施設等利用費」からなる「子育てのための施設等利用給付」、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」、国が主体となって実施する「仕事・子育て両立支援事業」(平成28年に創設)により構成されます。

この制度のもと、市町村では、地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組むことが求められます。



## 2 教育・保育提供区域

---

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」(子ども・子育て支援法第61条第2項)です。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針によると、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

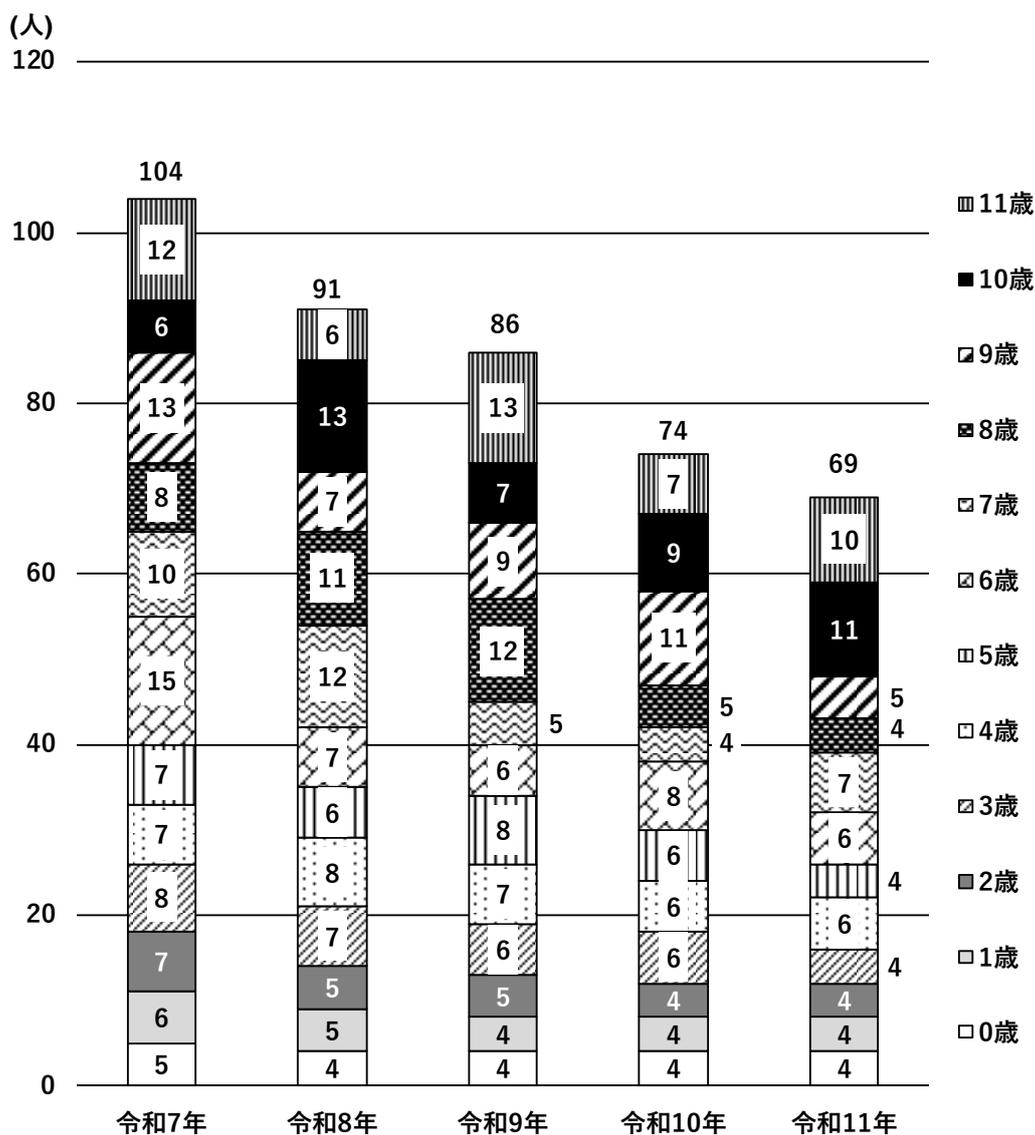
本村の教育・保育提供区域は、事業の特性(特定の区域で対象者を分けない等)や施設整備の状況等を考慮し、村全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討します。



### 3 児童数の見込み

本計画の見込み量の対象となる児童数については、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ(各年4月1日現在)を用いて、コーホート変化率法(同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法)により、計画の最終年である令和11年までの推計を行いました。

令和7年から令和11年にかけて、0歳から11歳の児童数は減少し続け、令和11年には69人となることを見込まれます。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

#### 4 教育・保育の見込量と確保方策

第2期計画期間の実績と教育・保育に関するアンケート調査で把握・分析したニーズを踏まえ、未就学児童数の推移、教育・保育施設の整備状況及び地域特性等を考慮し、設定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

本村では、認可保育所において、0～5歳児への保育を実施しています。

##### (1)1号認定

本村では、満3歳以上の学校教育のみの未就学児童への教育・保育事業(認定こども園・幼稚園)は未実施となっています。

##### ■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①児童数 【3～5歳】(人)	22	21	21	18	14
②量の見込み(人)	0	0	0	0	0

※各年4月1日時点の見込み



(2)2号認定

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた未就学児童に対して、世帯ごとの多様な就労状況や家庭の状況等に応じた適切な保育が提供できるよう、認可保育所において保育事業を実施します。

■第2期計画の実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①児童数【3～5歳】(人)	24	34	36	34	29
②実績値(人)	20	28	31	30	20
③確保方策(人)	30	30	30	30	30
差③－②(人)	10	2	▲1	0	10
利用率②／①(%)	83.3	82.4	86.1	88.2	69.0

※各年4月1日現在の実績

■第3期計画の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①児童数【3～5歳】(人)	22	21	21	18	14
②量の見込み(人)	14	13	12	10	7
③確保方策(人)	17	17	17	17	17
差③－②(人)	3	4	5	7	10
利用率②／①(%)	63.6	61.9	57.1	55.6	50.0

※各年4月1日時点の見込み

【確保方策及び今後の方向性】

- 実績値を下回る利用ニーズが算出されています。
- 量の見込みを踏まえ、確保方策を第2期計画よりも縮小していますが、今後の状況を踏まえ、必要に応じて確保方策の拡充を検討していきます。

## 第5章 子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

### (3)3号認定

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた未就学児童に対して、世帯ごとの多様な就労状況や家庭の状況等に応じた適切な保育が提供できるよう、認可保育所において保育事業を実施します。

#### ①0歳児

令和2年から令和3年の確保方策に不足が生じていますが、2号認定に余裕があったため、認可保育所と協議したところ、弾力化による基準の範囲内での受け入れが可能であったことから、入所申込があった児童についてはすべて保育の実施を行っています。

#### ■第2期計画の実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①児童数【0歳】(人)	7	7	8	6	6
②実績値(人)	4	5	2	3	1
③確保方策(人)	3	3	3	3	3
差③－②(人)	▲1	▲2	1	0	2
利用率②／①(%)	57.1	71.4	25.0	50.0	16.7

※各年4月1日現在の実績

#### ■第3期計画の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①児童数【0歳】(人)	5	4	4	4	4
②量の見込み(人)	3	3	3	3	3
③確保方策(人)	3	3	3	3	3
差③－②(人)	0	0	0	0	0
利用率②／①(%)	60.0	75.0	75.0	75.0	75.0

※各年4月1日時点の見込み

#### 【確保方策及び今後の方向性】

○実績値と同水準の利用ニーズが算出されています。

○現状では0歳児の定員が3人となっており、今後の状況を踏まえ、必要に応じて確保方策の拡充を検討していきます。

②1・2歳児

令和2年から令和4年の確保方策に不足が生じていますが、2号認定に余裕があったため、認可保育所と協議したところ、弾力化による基準の範囲内での受け入れが可能であったことから、入所申込があった児童についてはすべて保育の実施を行っています。

■第2期計画の実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①児童数【1・2歳】(人)	25	21	15	13	14
②実績値(人)	23	17	13	10	12
③確保方策(人)	12	12	12	12	12
差③-②(人)	▲11	▲5	▲1	2	0
利用率②/①(%)	92.0	81.0	86.7	76.9	85.7

※各年4月1日現在の実績

■第3期計画の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①児童数【合計】(人)	13	10	9	8	8
【1歳】(人)	6	5	4	4	4
【2歳】(人)	7	5	5	4	4
②量の見込み【合計】(人)	11	8	7	6	6
【1歳】(人)	6	5	4	4	4
【2歳】(人)	5	3	3	2	2
③確保方策【合計】(人)	10	10	10	10	10
【1歳】(人)	5	5	5	5	5
【2歳】(人)	5	5	5	5	5
差③-②(人)	▲1	2	3	4	4
利用率②/①(%)	84.6	80.0	77.8	75.0	75.0

※各年4月1日時点の見込み

【確保方策及び今後の方向性】

- 実績値をやや下回る利用ニーズが算出されています。
- 令和7年の見込みが確保方策を上回る見込みとなっています。
- 令和7年からは1・2歳児の定員が10人(1歳児5人+2歳児5人)となっており、今後の状況を踏まえ、必要に応じて確保方策の拡充を検討していきます。

## 第5章 子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

### (4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所やその他の内閣府令で定める施設において、満3歳未満の乳児又は幼児(保育所に入所している場合やその他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本村では現状、未実施となっていますが、保育所にてニーズに応じた保育体制を確保しています。空き定員やニーズを鑑み、実施について随時検討する予定です。

#### ■第3期計画の見込み

	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①児童数【合計】(人)	14	13	12	12
【0歳】(人)	4	4	4	4
【1歳】(人)	5	4	4	4
【2歳】(人)	5	5	4	4
②量の見込み【合計】(人日)	0	0	0	0
【0歳】(人日)	0	0	0	0
【1歳】(人日)	0	0	0	0
【2歳】(人日)	0	0	0	0
③確保方策【合計】(人日)	0	0	0	0
【0歳】(人日)	0	0	0	0
【1歳】(人日)	0	0	0	0
【2歳】(人日)	0	0	0	0

※各年4月1日時点の見込み

#### 【確保方策及び今後の方向性】

○現状、実施の予定はありませんが、国の動向やニーズ等を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

### (1)利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たって相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

本村では、令和6年よりこども家庭センターにおいて、子育て家庭の保護者や妊婦等のニーズ調査を把握し、適切な支援に努めています。

#### ■第3期計画の見込み

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
利用者支援事業(か所)		1	1	1	1	1
基本型		0	0	0	0	0
地域子育て相談機関		0	0	0	0	0
特定型		0	0	0	0	0
こども家庭センター型		1	1	1	1	1
妊婦等 包括相談 支援事業型	量の見込み (回)	20	16	16	16	16
	確保方策(回)	20	16	16	16	16
	こども家庭 センター	20	16	16	16	16
	その他	0	0	0	0	0

#### 【確保方策及び今後の方向性】

○引き続き、こども家庭センターにおいて、子育て家庭の保護者や妊婦等のニーズを把握し、適切な支援に努めます。

○基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

○地域子育て相談機関型

全ての妊産婦及び子どもとその家族からの相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や利用者等の状況に応じて必要な情報の提供や助言を実施します。

○特定型

主に市町村の窓口において、待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

○こども家庭センター型

母子保健及び児童福祉に関する専門的な支援機能を有する施設・場所において、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など市町村としての相談支援体制を構築します。併せて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を実施します。

○妊婦等包括相談支援事業型

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を実施します。

## (2)地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

本村では、令和7年度よりひのはら保育園にて実施予定です。

### ■第3期計画の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)	24	24	24	24	24
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

#### 【確保方策及び今後の方向性】

○月2名程度の相談を受ける想定で、量の見込みを設定します。

○事業の周知や利用促進に向けて検討します。

## (3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本村では、妊婦健康診査基本健診14回及び超音波検査4回に加えて、独自補助事業として妊婦歯科健診を実施しています。

また、妊産婦の支援として、妊産婦訪問などのフォローアップ事業を実施しています。

### ■第2期計画の実績(令和6年度は見込値)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
受診実績(人)	8	9	5	4	7

### ■第3期計画の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)	5	4	4	4	4
確保方策(人)	5	4	4	4	4

#### 【確保方策及び今後の方向性】

○各年の0歳児の推計人口を見込値として設定します。

○引き続き、各事業を実施するとともに、周知方法等についても見直し、事業の充実を図ります。

## 第5章 子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

### (4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本村では、新生児訪問にて新生児訪問指導員(助産師)・保健師が新生児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

#### ■第2期計画の実績(令和6年度は見込値)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
訪問実績(人)	8	8	6	4	6

#### ■第3期計画の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)	5	4	4	4	4
確保方策(人)	5	4	4	4	4

#### 【確保方策及び今後の方向性】

○各年の0歳児の推計人口を見込値として設定します。

○引き続き、事業を実施するとともに、利用者のニーズを把握し、適切な支援の提供に向けて事業の充実を図ります。



(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」とする。))の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るなど、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を目的とした事業です。本村では年1回の要対協代表会議、年3回の実務者会議を毎年実施しています。

以下の4事業は、本村では未実施となっています。相談や訪問等を通して必要性の有無を把握し、関係機関の意見も踏まえながら検討を進めます。

○養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

○子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

○児童育成支援拠点事業(学校や家以外の子どもの居場所支援)

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

○親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

○引き続き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努めます。

## 第5章 子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

### (6)子育て短期支援事業(ショートステイ)

安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業です。

本村及び隣接自治体には、児童養護施設等がないことから、未実施となっています。

#### 【確保方策及び今後の方向性】

○引き続き、近隣自治体の状況を踏まえながら、広域的な対応も含めて検討します。

### (7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本村では、令和6年4月1日現在で、利用会員3人、協力会員4人、両方会員4人となっています。

#### ■第2期計画の実績(令和6年度は見込値)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
会員数(人)	4	6	6	10	11
利用実績(人日)	0	4	0	23	30

#### ■第3期計画の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人日)	20	20	20	20	20
確保方策(人日)	20	20	20	20	20

#### 【確保方策及び今後の方向性】

○引き続き、事業の周知や会員募集に努めます。

### (8)一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

本村では、未実施となっていますが、ひのはら保育園の独自の事業として、利用定員に余裕がある場合に、児童を受け入れています。

<b>【確保方策及び今後の方向性】</b>
○子育て家庭の実情等を踏まえながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

### (9)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

本村では、未実施となっていますが、ひのはら保育園の独自の事業として、時間を延長して児童を受け入れています。

<b>【確保方策及び今後の方向性】</b>
○子育て家庭の実情等を踏まえながら、必要に応じて事業の実施について検討します。



## 第5章 子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

### (10)病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

本村では、公立阿伎留医療センター敷地内にあきる野市が設置した秋川流域病児・病後児保育室を広域利用するための協定を締結し、平成30年4月1日より村の児童も利用できる状況(対象年齢は生後6か月～小学3年生)となっています。

また、令和7年度よりひのはら保育園にて体調不良児対応型を実施予定です。

#### ■第2期計画の実績(令和6年度は見込値)

##### ○秋川流域病児・病後児保育室めぐもり

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用登録(人)	6	6	6	6	6
利用実績(人日)	4	2	0	3	3
実施か所(か所)	1	1	1	1	1

#### ■第3期計画の見込み

##### ○秋川流域病児病・後児保育室めぐもり

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)	2	1	1	1	1
確保方策(人)	2	1	1	1	1
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

##### ○ひのはら保育園(体調不良児対応型)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人)	24	24	24	24	24
確保方策(人)	24	24	24	24	24
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

#### 【確保方策及び今後の方向性】

○ひのはら保育園の体調不良児対応型と公立阿伎留医療センター敷地内の病児・病後児保育室を活用するとともに、事業の周知に努めます。

○子育て家庭の実情等を踏まえながら、利用者のニーズを把握し、適切な支援の提供に努めます。

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本村では、未実施となっていますが、やすらぎの里児童館において放課後の遊び及び生活の場を提供しています。

【確保方策及び今後の方向性】
○本村においては児童館が子どもの放課後の居場所としての役割を担っており、児童館の利用実績も多いことから、引き続き、児童館において放課後の遊び及び生活の場を提供します。
○調査結果を踏まえ、児童館における、職員の質の確保、施設の利便性の向上、施設の安全面の充実など、子ども・子育て世帯が安心して利用できる環境整備に努めます。
○障害のある子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもの放課後の遊び及び生活の場については、関係機関等と連携を図りながら、子どもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

■【参考】児童館の利用延べ人数

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童数【6～11歳】(人)		55	54	64	63
利用実績(人)	1年生	998	1,050	1,651	1,001
	2年生	1,480	802	918	1,155
	3年生	626	924	583	1,035
	4年生	706	374	350	503
	5年生	595	330	169	257
	6年生	338	385	732	462
	合計	4,743	3,865	4,403	4,413

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本村では、利用者負担の軽減を図るために、村が独自に補助事業を実施しています。

【確保方策及び今後の方向性】

○引き続き、村の補助事業を実施し、子育て家庭の負担軽減に努めます。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

○民間事業者等の参入意向や国の動向等を踏まえながら、必要に応じて対応します。



(14)産後ケア事業

産後も安心して子育てができるように、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

本村では、令和6年度より、日中に来所した利用者に対し支援を行うデイケア型事業を実施しています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(人日)	5	4	4	4	4
確保方策(人日)	5	4	4	4	4

【確保方策及び今後の方向性】

〇ニーズ等を踏まえつつ、必要に応じてアウトリーチ型・宿泊型等の事業の拡充に努めます。



## 6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

---

### (1)質の高い幼児期の学校教育・保育の推進

子どもの最善の利益を第一に考え、未就学児童に関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進します。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

### (2)幼児教育と学校教育が連携した取組の推進

就学前から小学校への円滑な接続を目指して、保育所・小学校が連携し、園児と児童の交流や小学校体験の充実などを通じて、幼児・児童が安心して生活し、豊かな社会性を育むことができる環境づくりを推進します。

また、保育所・小学校の職員が学校運営連絡協議会等を通じ、共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

## 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

---

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性向上等を図ります。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

子ども・子育て支援施策は、多岐の分野にわたることから、子育てや働き方、ワーク・ライフ・バランス等に関する意識啓発を行います。

また、庁内関連部署による機能強化を図り、一体的な子育て支援施策を推進します。

### 2 計画の進行管理

計画期間の中間に、計画の進捗状況について取りまとめ、住民、関係団体、有識者からなる檜原村子育て支援協議会に報告し、点検・評価を行います。

「量の見込み」「確保方策」については、子育て家庭の実情や国の動向等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

また、計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善の PDCA サイクルを確立し、進捗管理を行います。



資料編

## 1 檜原村子育て支援協議会設置条例

平成26年3月31日

条例第1号

### (設置)

第1条 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行う等、子育てしやすい環境整備を促進し、子どもの健全な育成を図るため、檜原村子育て支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌)

第2条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、檜原村長(以下「村長」という。)に対し、必要に応じ意見を述べるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 母子保健に関すること。
- (3) 子育て相談に関すること。
- (4) 保育に関すること。
- (5) 児童の健全育成に関すること。
- (6) その他子ども・子育てに関して村長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者について、村長が委嘱し、又は任命する委員12名以内をもって組織する。

- (1) ひのはら保育園代表
- (2) 住民代表
- (3) 子育てサークル代表
- (4) 檜原村立小中学校関係者
- (5) 檜原村児童館代表
- (6) 民生・児童委員
- (7) 檜原村立小中学校 PTA 代表
- (8) 檜原診療所医師
- (9) その他村長が必要と認めた者(檜原村職員を含む。)

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉けんこう課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第2号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 檜原村子育て支援協議会委員名簿

構成	役職・所属団体	氏名
児童福祉関係	ひのはら保育園長	土屋 尚美
	檜原村児童館職員	清水 美里
教育関係	檜原村立小学校副校長	神田 裕一
	檜原村立中学校副校長	岡田 光広
医療機関	檜原診療所医師	宮澤 壮太
民生・児童委員	檜原村主任児童委員	吉野 朱美
一般	檜原村立小学校 PTA 代表	シグリスト 美智子
	檜原村立中学校 PTA 代表	志村 彩織
公募	住民代表	小柴 美果
	住民代表	田中 千代子
その他	NPO 法人里山保育やまっこかわっこ代表	清水 まみ



---

---

第3期檜原村子ども・子育て支援事業計画

発行・編集：檜原村役場 福祉けんこう課

発行年月：令和7年3月

〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村2717

TEL：042-598-3121

村ホームページ：<https://www.vill.hinohara.tokyo.jp/>

---

---



